

| | |
|------------------|---|
| Title | 日中戦争下の長江流域における「密輸」(一九三七―一九四一年)(二) |
| Sub Title | "Smuggling" around the Yangtze during the Sino-Japanese War (1937-1941) (2) |
| Author | 戸張, 敬介(Tobari, Keisuke) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2014 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.87, No.8 (2014. 8) ,p.39- 87 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20140828-0039 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日中戦争下の長江流域における「密輸」

(一九三七—一九四一年)(二)

戸 張 敬 介

序論

- 一. 問題の所在——日中戦争下における党の成長
- 二. 本稿のアプローチ

——権力に対する人々の主体的行動としての「密輸」

第一章 華中の日本軍占領地域における「密輸」

- 一. 日本軍占領下の戦時統制
- 二. 統制の実状と「密輸」の流れ
- 三. 日本軍を取り巻いていた中国社会の特徴

(以上、八十七巻七号)

第二章 国民政府の支配地域における「密輸」

- 一. 国民政府による戦時の貿易管理
- 二. 「敵貨」の流入と禁輸物品の流出

三. 国民政府を取り巻いていた中国社会の特徴

(以上、本号)

第三章 共産党新四軍の根拠地周辺における「密輸」

- 一. 長江中下流域での新四軍の展開
- 二. 新四軍が直面した「密輸」
- 三. 新四軍を取り巻いていた中国社会の特徴

結論

- 一. 「密輸」の全体像と発生原理
 - 二. 様々な集団が様々な目的でせめぎあう空間
 - 三. 不確実性と最終的な勝利とを結びつけるもの
- (以上、八十七巻九号)

第二章 国民政府の支配地域における「密輸」

本稿の第二章にあたるこの章では重慶に臨時首都を置いた国民政府の支配地域における「密輸」を取り上げる。序論すでに述べたように、本稿の目的は、日中戦争下における共産党勢力の成長の背景にあった社会的力学を検討することであるが、国民党の最終的な失敗がいかにもたらされたかという問題は、共産党の最終的な勝利と表裏を成す論点として同様に重要なものである。かつて J. Eastman は、一九三七年から一九四九年までの期間を対象に、中央地方関係、国民政府統治下における農民の苦境、党内政治、日本軍や共産党軍との戦闘で見られた軍の不完全性、蒋介石による軍や政府機関に対する評価等の複数の異なる観点から国民政府内部の動きを徹底的に考察し、国民政府の崩壊は主として国民党自身の欠陥や失敗の結果であると結論づけた。⁽¹⁰⁾これに対し、国民政府内部に様々な問題があったことは否定しないが、国民政府の抗戦を再評価し、一九四九年の政治変動を必ずしも運命づけられたものとはしない見方も出てきている。例えば、石島・久保は、「重慶国民政府が構築しようとした総力戦体制はきわめて脆弱なもの」であり、「中央と地方の政治機構さえ確立されておらず、まして末端の行政機構が弱体で、戦時経済建設にも大きな限界があり、軍隊の近代化も不十分だった中国で、近代戦に適應する総力戦体制を構築することは、そもそも実現不可能な課題だった」が、「それにもかかわらず中国は八年間に及ぶ帝国主義日本との戦争を戦いぬき、最後に連合国の一員として抗日戦争に勝利することができた」のである。総力戦維持の結果として育てられた国民政府の「破滅の種子」は、「抗日戦争の末期においても、国民政府にとつての体制的危機はなお『種子』の段階であった」との認識を示した。⁽¹¹⁾

また、この論点と関連して、日中戦争期に一九四九年の政治変動へと向かう社会的変化が生まれていたとする議論がある。例えば、奥村・笹川は、国民政府が戦時下において行った物的・人的資源の大規模な戦時徴発の実態

や、民衆が国民政府に対して寄せたおびただし数の告発状を用いて、国民政府統治下の社会に存在した不正や腐敗汚職の実態を描き出した上で、「社会における貧富の格差が極大化して戦時徴発が限界に近づけば近づくほど、それにともなつて戦時負担を公平に分ち合うべきだ」という社会的な圧力が高まっていた、「このような動きが、中国共産党が掲げる階級闘争の論理や土地革命を受容していく社会的基盤の形勢につながった」のであり、「中国共産党が政権を奪取した一九四九年革命は、何よりも国共内戦の軍事的勝利にもとづくが、それを後押しし、その後の政策執行を受容する基層社会の条件は日中戦争期に作られていたのである」との見方を示した。⁽¹⁰⁾この見方は、共産主義者の農村への浸透以前に、国民政府が中国の歴代王朝がなしえなかった基層社会の掌握を試みていた点を強調し、このような近代国家建設の努力が、農村においてすでに国家と農民との間の先鋭な対立を生み出していたと論じた P. Duara や R. Thaxton の研究に通じるものがある。⁽¹⁰⁾しかし前述のとおり、党と農民との強固な結合の存在を自明のものとすることに疑問が突きつけられている中、国民政府の戦時徴発が伝統中国の農村社会に質的な変化をもたらしたとする説明には慎重な分析が必要であるように思われる。本稿は国民政府統治下の農村社会を正面から取り上げるものではないが、これらの議論も踏まえながら国民政府統治下の状況について論じることとしたい。

以下では、まず、国民政府支配地域における貿易管理の概要について述べる。次に、この地域で発生した「密輸」の実状を明らかにした上で、それらの「密輸」から看取される当時の社会の特徴について論じることとする。

一・国民政府による戦時の貿易管理

(1) 重慶を中心とする国民政府の支配地域

はじめに、国民政府支配地域の概況について確認する。一九二七年以来、国民政府の首都は南京であったが、

上海が陥落した直後の一九三七年一月二〇日、国民政府は重慶への首都移転を決定し、同年一月一日から政府各院、部が続々と移転を開始した。一九三八年一〇月、日本軍の攻撃により武漢が陥落すると蔣介石は軍事委員会を重慶に移し、以後国民政府は重慶を戦時の政治、軍事、経済、文化の中心として発展させることになる。日本軍による武漢、広東攻略後の同年一二月、蔣介石に次ぐ国民党の指導者であった汪精衛（汪兆銘）が重慶を脱出し、日本軍の非占領地域である中国西南部での新政府樹立を予定していたが、西南諸派に大きな反応は見られなかった。また、その後日本軍は一〇一号作戦（成都、重慶を目標とする爆撃実施計画）、武漢・九江周辺や海南島・南寧方面での作戦、長沙作戦等を展開したが、蔣介石が重慶を拠点に日本軍と対峙する構図に大きな変更はなかった。⁽¹⁰⁾

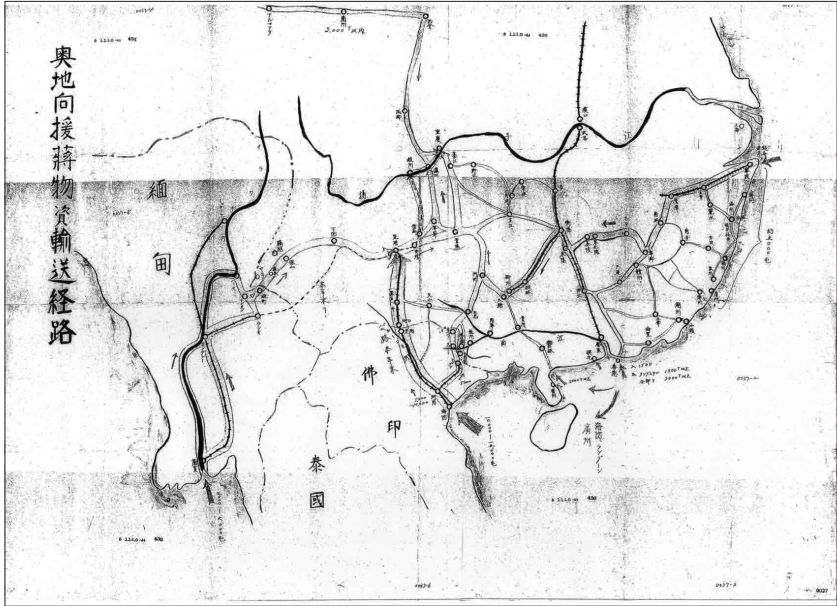
国民政府の統治下にあった地域は、まず日本軍の勢力が及ばなかった四川、雲南、陝西、甘肅等の中国西南・西北地域（ただし、陝西北部の延安を中心に共産党が陝甘寧辺区を形成）であり、臨時首都の重慶を含む両地域は「大後方」と称された。また、前線に比較的近い地域においても、各戦区に進駐していた国民政府軍が現地政府とともに一定範囲の地域に対する支配を維持していた。これらの地域には盧溝橋事件前における上海の主要な輸出品であった桐油の産地が含まれており、盧溝橋事件前では中国国内の桐油の約八〇%が四川、湖北、湖南の三省で生産されていた。⁽¹⁰⁶⁾ 他方、工業は全体的に未発達であり、齊春風によれば、盧溝橋事件前に国民政府実業部に登記されていた二、四三五の工場のうち、一、二四一は上海を中心とする沿海部の都市に位置し、内陸部の中では比較的発展していた四川省でも一定規模を有する近代的な工場は数える程度しかなかった。盧溝橋事件後、日中両軍の戦闘により上海周辺の工業は大きな打撃を受け、重慶への遷都を決定した国民政府は工場の内陸移転を推進するが、直ちに内陸移転した工場の数は多くなく、一九三八年末の時点で二七二の民営工場が移転するに留まったという。一九四二年までに工場数は一九三八年の五倍程度にまで増加するが、生産規模拡大は工場数の増

加に比して緩慢であったとされている。⁽¹⁰⁶⁾

国民政府の主な物資輸送ルートに関して、盧溝橋事件後の一九三七年九月、日本海軍が中国大陸沿岸の封鎖を宣言したのに対し、国民政府は国内物流の動脈とも言われる長江を自ら封鎖しつつ、その貿易の中心を上海から徐々に南に移行させた。同年一二月以降、内陸部に首都機能を移転した国民政府は、粵漢、広九鉄道等を通じた香港を中心とする貿易ルートを構成していたが、一九三八年一〇月の武漢に続く広東の陥落により粵漢、広九鉄道の利用の途を阻止されたことを受け、国民政府はさらなるルート開拓により寧波、温州、雷州、北海、龍州、蒙自等を主要な貿易の拠点とし、これらの拠点から香港を中継地に活発な貿易活動を開始した。⁽¹⁰⁷⁾ この間、寧波の貿易額は一九三六年の一八五万元から一九三九年には一、一四八万元、一九四〇年には四、三八九万元まで増加し、温州の貿易額も一九三六年の六〇万元から一九四〇年には一、〇〇四万元へと増加したが、対して、日本軍は一九四〇年七月、杭州湾等への第三国船の入港を禁止し、さらに同年一二月には浙江省及び福建省の沿岸を封鎖した。⁽¹⁰⁸⁾

また、国民政府に対する米英からの援助物資の輸送に使用されていた主なルートには「仏印ルート」と「ビルマルート」があった。前者はフランス領インドシナ（仏印）のハイフォンに陸揚げされた物資をハノイ経由で滇越鉄道により雲南省昆明まで輸送するルートで、当時一か月あたりの輸送量は一万六、〇〇〇トンから一万七、〇〇〇トンと推測されたが、一九四〇年九月、日本軍の北部仏印進駐によって遮断された。後者は当時イギリス領であったビルマ（現ミャンマー）のラングーン（現ヤンゴン）に陸揚げした物資をラシオまで鉄道で運び、さらにトラックで昆明まで運ぶ輸送路であり、イギリスに対する日本側の申入れにより一九三九年七月から三か月間封鎖されるが、その後再開し、最終的に日本軍による一九四二年三月のラングーン占領、翌四月末のラシオ攻略で遮断された。⁽¹⁰⁹⁾ なお、こうした所謂「援蔣ルート」にはソ連から中国西北部への物資輸送ルートも存在したが、一

図表 1 : 奥地向援蔣物資輸送経路



出典 : JACAR Ref. B02030610800 外務省記録「支那事変関係一件／各国武器供給関係／緬甸並香港經由援蔣物資輸送禁絶関係第二卷」(外務省外交史料館蔵)

九四一年六月の独ソ戦開始以降、ソ連からの援助物資は途絶えがちになったといわれている。

この時期の国民政府の物資輸送環境を图示したものととして、当時日本側が作成していた「奥地向援蔣物資輸送経路」(図表1を参照)には、当時国民政府が使用していた主な物資輸送ルートがまとめられている。この図は久我成美在ラングーン領事の「支那向軍需品ニ関スル件」と題する一九四〇年六月一二日付電報と一緒にファイルされていたものである。⁽¹⁰⁾

(2) 戦時における貿易管理

次に、国民政府が実施した物資の搬出入管理を含む戦時統制の動向について、盧溝橋事件後、国民政府は戦時経済のための組織整備に着手するとともに、戦区が拡大する中で日本側製品の流入や物品による利敵行為を防止するための貿易管理を開始した。一九三七年

一月二二日、「戦時農鉱工商管理条例」が公布され、この条例に基づいて軍事委員会の下に貿易調整委員会、農業調整委員会及び工鉱業調整委員会が創設された。一九三八年一月、戦時経済の主体として行政院經濟部が新設されるとともに、貿易部門は軍事委員会から新たに財政部の統括下に移され、財政の見地に基づく国家全般の統制管理が開始された。また一九三八年三月から四月にかけて、外国為替管理法による輸入許可制度と輸出為替集中政策が実施された。その後、戦区が拡大する中で日本側製品（日貨）の流入増加や闇相場利用等が問題となつたことを受け、一九三八年一〇月末、国民政府は「査禁日貨条例」を公布し、「敵国及びその植民地委任統治地の貨物」の輸入及び輸送販売を一律禁止した。また同月末、「国内物品による利敵行為」の取締りと処分について規定した「禁運資敵物品条例」も公布され、「凡そ国内物品で敵の実力を増大させるに十分なものを」「敵国及びその植民地或いは委任統治地」⁽¹¹⁾、「それ以外ですでに敵によって暴力的統制を受けている地方」に輸出することを一律禁止した。具体的な禁止対象品目として、国民政府經濟部は前後して八〇品目余りを公布したが、それらは主に石炭、塩、鉱物資源等の軍需品及びその製造に用いる物資や、桐油、皮革、豆類等の輸出により外貨を獲得することが可能な物資であつた。⁽¹²⁾

一九三九年七月以降には、輸入貿易統制の強化（一九三九年七月一日「非常時期禁止進口物品辦法」等）や輸出入の国営化（桐油、茶葉、豚毛及び鉱産物の国家機関による統一的取引、運輸及び輸出）が実行されるようになる。当時大本営陸軍部は、国民政府によるこうした貿易管理は「輸入制限—輸出増加—外貨獲得—法幣ノ安定—軍需品輸入力確保—抗戦力ノ増強」というプロセスの推進を念頭に置いたものであると見ていた。⁽¹³⁾ ちなみに、前記の「非常時期禁止進口物品辦法」は日本側製品だけでなく、第三国からの贅沢品や消耗品の輸入を制限するものであり、合計一六八品目に及ぶ輸入禁止物品には、洋酒、化粧品、装飾品、玩具、楽器、香料等抗戦及び人民生活にとつて無益な純粹贅沢品、ナマコ、糖類、肉類の缶詰、野菜、生糸・人絹及びその製品等戦時生活必需品でな

く国内での代用品調達が可能なもの、木材等贅沢品ではないが輸入額が特に大きいもの、輸入量が膨大であり国内の植物油による代替が推奨されていた灯油、奢侈な綿製品等が含まれていた。齊春風によれば、第三国からの贅沢品や消耗品に対する輸入規制は早くから必要性が認識されていたが、第三国商人からの働きかけ等のために国民政府はなかなか実行に移すことができなかったものであるという。⁽¹¹⁾

その後、国民政府と外部とを結んだ物資輸送ルート、特に「ビルマルト」が日本軍によって封鎖されると、国民政府の支配地域では物不足が深刻化し、必要な物資を獲得するために域内への物資搬入に対する制限を緩和する動きが出現する。「ビルマルト」が一九四〇年七月から三か月間封鎖された時期にすでにこうした動きが見られたといわれるが、これが条例という形になるのは日本軍によるラングーン占領後まもない一九四二年五月一日に公布された「戦時管理進出口物品条例」からである。この条例により、およそ軍需物品、日用必需品に属するもの及びこれまで禁輸措置がとられていた絹製品、毛織物、印刷用紙等について、どこの国や国内の地域からの輸入であるかは不問として、これらの物品の輸入を一律許可するとされ、条例公布後、輸入禁止物品は五九品目まで削減された。⁽¹²⁾ なお、輸出面では、同条例は生糸、羊毛、豚毛、桐油、茶葉等の輸出品物について、政府機関等が必要とする分を除いた余剰分の購入、販売を奨励するものであったとされている。

こうした戦時法規の制定と並行して、国民政府は「密輸」の取締りを実際に行うための組織強化にも取り組んでいた。一九三九年三月、国民政府は「戦区各地洋土貨緝私稽徴弁法」を公布し、戦闘地域付近の水陸貨物輸送の要所において、海関により物品の検査や徴税を行う「稽徴処所」を設置するよう規定し、現地物品や輸入物品の非合法的な輸送を取り締まらせた。同年八月、「防止水陸私運特種物品進出口弁法」を実施し、輸送用の航空機や軍用・公用・商用・私用の水陸輸送機器は海関の検査を受けなければならないとし、憲政司令部の憲兵及び財政部の税務警察が海関の取締りを支援することとした。しかし、戦線が長くなり戦区も拡大するにつれて、海関

の機構や人力では取締りを行うのに不十分となったため、一九四〇年一月以降、国民政府財政部は華中を含む全国八か所に「戦区貨運稽查所」を設置し、貨物運送の検査、関税の追加徴収及び海関が執行する「対敵経済封鎖」を支援することをその任務とした。⁽¹⁶⁾

「密輸」の取締りに関与した機関には、海関や「戦区貨運稽查所」以外に塩務、税務、専売機関、戦区の対敵経済封鎖委員会、経済遊撃隊等があったが、一九四〇年一月、国民政府は「統一検査弁法」を制定し、海関が設置されている地域においては、原則として各種検査の実施を海関に委託しなければならないとし、海関が未設置の地域においては、同地域の最高行政官署は各機関が検査を実施するための共同の検査所を設置しなければならないとした。齊春風によれば、これは各取締機関の間で腐敗や利害衝突が顕在化したことに對する措置であり、当時の背景として、戦時の物価は地域間格差が大きく、「密輸」を取り締まる側も手数料や罰金の徴収によつて「密輸」同様に大きな利益を得ることができたため、中央及び地方の各機関は次々と関所を設け、取締りを名目とした金品の巻上げや、各機関の間での利害衝突が頻繁に発生していたといふ。⁽¹⁷⁾

こうした「密輸」をめぐる各方面の動きに對する考察に入る前に、物資の統制管理の前提となる法制や統計が必ずしも十分に整備されていなかったという点に言及しておきたい。東亜研究所の資料によれば、一九三九年四月に出版された『戦時糧食問題』は「食糧運送販賣機構の統制と食糧統制」に關して以下のように論じ、食糧管理に對して手続きや組織面に粗雑さが見られたことを指摘している。

「政府は既に食糧資敵治罪条例及び戦時食料管理条例を頒布して居り、各地には又食糧調節機関が設立され、名称が異り範囲が不同でもその用意は一なのである。抗戦力を強化し軍需民食を調節するために、食糧を敵に資するのを防止するのである。この種の条例及び機関は必須のものであるし、亦極めて重要である。ただしこれは今回初めて行はれたの

であるから、循ふべき成文がないと各々が勝手な振舞をすることとなるのである。米商石祖福は上海民食調節会の命に
 応じて、冬日常熟から船十二艘を備うて米二千四百九十余担を積込んで上海に赴き、莫城を過ぎ常熟で抑留せられ、
 屢々上海市社会局を経て民庁に通電したが未だ釈放せられず、又上海市商会は江蘇省政府及び常熟県政府に電し、上海
 民食会は代表を常熟に派遣して釈放を要求したが、手続が繁累なため埒があかないのである。これは全く組織が粗雑な
 ため機構の運用がうまくゆかないのである。¹¹⁸⁾

また、同資料によれば、『戦時糧食問題』は「抗戦期中四川食糧管理の我見」として以下のとおり述べ、食糧
 生産量等の統計が十分に把握できておらず、その背景には民衆の知識不足や觀念の不在があつたことに言及して
 いる。ドイツは欧戦の時に全国の食糧の生産と消費を統制管理するのみならず、「食糧を集中して公売局を設立
 し、食糧を販売し、私人には完全に小売買を許さなかつた故に、食糧不足の国であり乍ら各国と四年の久しきに
 わたつて抗戦しえたのである」。「我国で公売局を設けることが出来ないのは、我が国食糧の生産量が多大であり、
 我が人口が多くして、しかも我が土地の生産力は如何なるものであるかといふ重要な要因が一も把握せられてゐ
 ないためである。故にわれらはドイツを倣ねて全国の食糧を集中することが出来ないのは、政治上の一大欠点で
 あり、又我が国民衆の食糧に対する知識の水準が甚だ低くして、食糧の管理統制に対してその意義を深く且明確
 に認めることが出来ないのである。これがためはつきりと強硬手段をもつて食糧を集中し、食糧を管理すること
 が出来ないのである」。「現在の市況調査より食糧の管理をはかるのは不可能」であり、第一の点は「現在の調査
 は只少数の都市を注意して大多数の農村を忽にして居り、都市所有の食糧についても我々は完全に熟知する法が
 ないのに、況んや農村に於てをや、われらが得た数字は五割引しても不足して居り（かりに都市の食糧が全量の二
 分の一を占めると假定し）更にその他の省略された都市があり、その差額は甚大なものがあるから」である。第
 二の点は「(一) 我国一般人は数字に対して明確な觀念がないこと。(二) 商店は故意にカードを乱して記入した

り或は記入しなかつたり、帳簿を用ひなかつたりするため——これは用ひないのでなく、我々に見せないものである——その集積した米糧にも誰も告訴するものなく、得たものは僅々外面上の目の及ぶ範囲に限られてゐること。(三) 購入が甚だ多くても甚だ少いと謂ひ、或る者は購入したが売却したと云ひ、場に居あはせなければ明確にする方法がないため、其の实地に貯蔵しておいて毎月の消費若干と云ふ、この点が不精確であること。(四) 糧秣商があつても各地で買入れ、いづれも計らずに農村に放置しておき、一度相場が好転すると売却してしまひ、誰も知りえないこと。(五) 一石米を十石米と寫してゐるが如きカード記入上の錯誤等である」。そして、第三の点は「生産量の不明白と消費量の不明白である、根本的には現在の混沌とした状況の下よりの調査は容易に簡単にゆかないことを考へねばならぬ。譬へば今日米があつて我々が米三噸を食ひ、明日米がなくて二噸を食ひ、以後ずつと二噸食ふとすると、我々は消費量を三噸と計算するが、ここに多少の出入がある、之に反する場合もかくの如くである。かくして生産状況と消費状況が全く明白にならない前は、公平を期し管理の宜しきをうる筈がないのである」⁽¹⁹⁾。

二、「敵貨」の流入と禁輸物品の流出

(1) 「敵貨」の流入

国民政府による貿易管理の実状はいかなるものだったのであろうか。当時の資料を見ていくと、国民政府の意向に反して「密輸」が問題となる規模で発生していた様子が浮かび上がってくる。当時の「密輸」には禁輸物品の輸送と脱税があつたが、特に禁輸物品の輸送として問題視されていたものに「敵貨」の流入がある。一九四〇年六月、四川省政府は三峡実験区署に対して発出した訓令の中で、国民政府支配地域における日本側製品の流入状況について以下のように述べている。

「……凶暴な敵は、軍事的な即決が許されないことに鑑み、またもや経済破壊による悪辣な計画を実施し、以華制華、以戰養戰の目的を達成しようとしている。図らずも不肖な悪徳商人がおり、利益を図るばかりで愛国を知らず、彼等が販売する敵側製品は後方に深く入り込んでゐる。さらに、恥知らずな軍人らのその地位や職権に依拠した放任、隱蔽、命令により、敵側製品が絶え間なく輸入され、各地で氾濫している。経済建設の破壊や抗戦への悪影響という意味でこれほど甚だしいものはなく、ひどく憤りを感じてやまない。もしこれに対する厳格な取調べと追及がなされなければ、その害は留まるところを知らないであろう」⁽¹⁰⁾。

こうした日本側製品の流入状況について、四川省政府が同政府民政庁宛に発出した一九四一年一月付の電報の中にも以下のような記述があり、日本側製品が少なくない規模で流入していたことが強調されている。

「軍事委員会弁公庁特検処からの書面の連絡によれば、敵側は海関及び郵便検査員の検査を避けるため、郵便書留や鉛封を施した小包をしばしば利用しており、屢鼓から漳泉の悪徳商人と結託して大量の敵側製品を密搬入して各地へ転送している。龍岩の郵便検査員が五月から八月末にかけて検査、没収した敵側製品は一万余りに相当した。龍岩という一角が四か月の間に輸入した敵側製品はこれほどにも多く、年間の全国内地統計においては数百万の巨大な影響が生じることになる」⁽¹¹⁾。

齊春風によれば、当時、日本側製品を日本軍占領地域内で販売することは「合法」であった一方、封鎖線を越えて国民政府の支配地域で販売すれば「密輸」として取締りの対象となったことから、両地域の境界線周辺にはいくつかの「密輸」の中継点が形成されていたという。「密輸」による物資輸送の中心地として繁栄した中継点には湖南省の津市、桃林、河南省と安徽省の省境にある漯河、界首、浙江省の三墩、章家埠、広東省の蘆苞、沙

坪、沙魚浦等があつたが、齊春風は特に典型的な事例として河南省と安徽省の省境に位置した界首地区の状況を以下のようにまとめている。国民政府軍が徐州から撤退した後、天津と南京(浦口)とを結ぶ「津浦鐵路」が日本軍によって修復されると、大量の日本側製品が安徽省東北部の蚌埠と山東省西部の濟南(帰徳)に集まるようになった。河南省や陝西省等の商人らは蚌埠の日本側製品を「密輸」するようになり、蚌埠から河南・陝西方面に向かうための要路に位置した界首は物資輸送の中継点として繁栄するようになった。一九三九年二月頃から界首の西門外に小規模経営の行商人が現れ始め、徐々に大資本家が仕入れや運搬に参入して、同年五月頃には製品の保管仲介業者は五〇余りとなり、さらに翌年の一九四〇年五月には一五〇余りまで増加した。界首は各地の行商人の間で商売の「聖地」とされるようになり、毎日何千何万の商人が訪れた。大部分の貨物は大通りや建物の中庭に積まれ、一人の商人が数人の顧客を一度に相手しなければならぬ慌ただしさであつた。一九四〇年六月、日本軍の駐蚌埠特務機関の長が殺害されると、日本軍は蚌埠の行商人に対する取締りを強化したため、蚌埠で活動する行商人の数は減少し、界首の商業にも影響が見られた。¹²⁾

蚌埠周辺地域での「敵貨」流入に対する日本側調査機関の見方として、すでに第一章でも取り上げたものだが、興亜院華中連絡部が「秘」扱いで作成した「占領地区ト敵遊撃地区トノ物資交流関係」と題する一九三九年二月付報告書には以下の記述がある。

「蚌埠ヲ中心トスル物資流動ノ現状ニ於テ特徴的ナ現象ハ敵地ヨリノ農産品ノ搬出ハ戦前ニ比シ激減シテシマツタガ、他方上海方面ヨリノ日用品ノ搬入ハ依然トシテ比較的多量ニ行ハレツツアル一事デアル。敵地ヘノ日用物資ノ搬入ハ種々ノ方法ニヨリ可ナリ盛ンニ行ハレテ居ルコトハ予想ニ難クナイ」。「敵地ニ於ケル遊撃隊ノ日用品ノ流入ニ対スル態度ハ依然トシテ日貨ノ流入禁止ヲ建前トシテ居ル。壽県、六安方面ノ一部遊撃隊ハ日本品ヲ見分ケル為ノ業務ヲ『貨物

「検査所」デ行ヒ、又五河方面デハ日本品ニ対シテ相当高率ナ課税ヲ行ツテ居ル事實ガ皇軍ノ五河入城後明瞭トナツタ。」「ケレ共、現状ニ於テハ奥地ニ日用品カ極端ニ不足シ急激ニ自給自足モ不可能デアル為、事実上ハ日貨ト雖已ムヲ得ズトシテ、寧ロ入手ニ努メテ居ル如クデアル。『日貨抵制』ノ建前ノ為ニ、此ノ場合ニハ勿論税金ヲ取ツテ居ル。」「五河県ノ一地方ニ於ケル例ニヨルト、奢侈品ト目サレルモノニハ十割以上ノ税金ヲ徴シテ居タ、併シ遊撃区デハ一般の日用品ノ流入ヲ制限シテ居ルコトハ明瞭デ、或地方デハ盛ンニ石油ノ使用制限ヲ布告シテ居ル」。

なお、同報告書によれば、「一口ニ遊撃隊ト称スルモノノ中ニモ、共產系ノ『新四軍』モアレバ、中央軍、広西軍、或ハ全クノ地方土匪のナモノモ存在シ、彼等ノ活動方針ハ、全般的ニ必スシモ統一サレルニ至ツテヤナイ」状況であつたとい⁽¹²⁾う。

同報告書は続けて以下のように述べている。

「日用品ノ流入事情ノ実状ニ付、二、三ノ例ヲ述ベテ戦前ト比較スルト、綿糸ハ戦前一箇年（民国二十六年）約七千俵（約二百萬元）程度ノモノガ上海方面ヨリ蚌埠ニ移入サレテ居ルノニ対シ、本年ハ現状ヨリ推スト約二千俵程度ノ移入ガ行ハレル見込デアリ、綿布ハ民国二十六年約六十萬匹（七百萬元）デアツタモノガ本年ハ約八十萬匹程度ニ増加スル模様デ、石油ハ戦前一箇年二百八十萬ガロン程度ノ移入ガ本年ハ一月ヨリ五十九萬ガロンガ蚌埠ニ流入シテ居ル。」「民船ノ極端ナ減少ヲ見ツツアル現在ハ小量ツツ人ノ肩ニ依テ運バレルモノガ多ク、民船ニヨルモノハ下流ノ五河、上流ノ田家庵迄ハ蚌埠ニ存在スル長淮航業公会ノ手ニテ運バレ、夫レヨリ先ハリレー式ニ遊撃地区ノ民船ニ積ミ換ヘラレテ運バレテ居ル。更ニ今流入系路ニ於ケル特徴的ノ現象ガアル夫レハ一度蚌埠ニ著イタ日用品カ再ビ津浦線テ北上シ、隴海線ニ積ミ換ヘラレテ、歸德（高邱）ニ荷卸サレ、歸德ヨリ毫県ニ入り、夫レヨリ更ニ奥地遊撃地区ニ搬入セラレツツアル事實デアル。」「之ハ比較的大量ノモノデアル。大和阜陽方面ヨリ法幣ヲ持ツテ商品化入ノ為来蚌シタ商人ハ殆ント全部此ノ方法ヲ用ヒテ居ル、蚌埠市内ノ比較の大規模ノ綿糸布商店ノ前ニハ、商邱行ト書カレタ荷物カ数多ク見ラレタ」。

浙江省の杭州、寧波、温州から江西省方面に向かう要路に位置した浙江省中部の金華も重要な「密輸」拠点であった。金華は山脈に囲まれた金衢盆地の東端という地理的条件にあるが、齊春風が一九四二年前後の資料を用いてまとめたところによれば、当時、杭州周辺から富春江等の水路を通じて金華近郊の蘭溪に輸送するルート、紹興から諸暨を經由して浙贛路に沿って輸送するルート、上海等から海運で一旦温州に輸送し、さらに温州から陸路で輸送するルート等により貨物が金華に集められ、貨物はさらに金華から「大後方」へと輸送されていた。金華には「国茶店」が一軒あり、昼間は仲買人たちが集中する場所となっていたが、どのテーブルの上にも日本側製品のサンプルがあり、西洋薬、百貨からオーバースユーズ、衣料品に至るまですべて取り揃っていた。浙贛鉄道による交通便の良さにより、湖南、江西、安徽から大勢の商人が金華に集まり、一九四〇年七月から滇緬路が三か月間封鎖された際や一九四二年三月のラングーン陥落以降においては、滇緬路で活動していた商人も金華に身を寄せるようになり、一時期大量の資金が重慶から金華に移動し、金華にあった二八〇軒余りの宿屋がすべて重慶商人でいっぱいになったこともあった。「囤積(投機的な買占めや大量私蔵)」、「密輸」といった商売は金華の人々が真剣に取り組むべき仕事となっていた。また、キニーネの単価が一月間で二四倍余りに高騰する等、貨物需要が一時的に激増して物価が急上昇し、投機的な買占めによって大金を手にすることができたため、銀行や遊休資本所持者も次々と「密輸」や「囤積」⁽¹²⁵⁾を行った。

長江中流域における物資の主要な集散地であった漢口も、一九三八年一〇月に日本軍の占領下に置かれた後、日本側製品「密搬入」の經由地点の一つとなっていたという。齊春風がまとめたところによれば、日本軍占領下に置かれた漢口には、長江下流域の工場で生産された日本側製品が長江の水運によって運ばれてきており、これらの製品はしばしば漢口から「大後方」へと「密輸」されていた。漢口から重慶・四川方面への主な貨物輸送

ルートには、漢水（漢江）を遡って襄樊から老河口を經由し、さらに人夫により湖北省西部や四川省東部まで輸送するルート、沌水に沿って沙市に到達し、その後宜昌、万県を經由して重慶に向かうルート、長江を西に遡り、洞庭湖を渡って常德に至り、そこから湖南省西部一帯に輸送して四川省に入るルート等があった。⁽²⁶⁾

こうした「密輸」の規模に関する各研究機関の推計値にはばらつきがあるが、戦局が膠着状態に入った一九三九年から大規模な「密輸」が横行し始めたことが当時指摘されていた。「密輸」の規模を比較的小さく見積もつたものとして、国民政府の情報機関である中央調査統計局特殊経済調査処の推計では、一九四〇年における「密輸」の搬出入額は月平均で約一〇〇万元、年間約一、二〇〇万元であり、一九三九年もほぼ同程度であったとされてきた。これに対し、中央研究院社会科学研究所の若手研究者であった姚曾蔭（一九一五—一九八八年）は、一九四二年初の「金融知識」創刊号で発表した「戦時大後方の貿易バランス」という論稿の中で、日本の特務機関の経済部は一九三九年の間に「密輸」された日本側製品は約一・三億元に及ぶと推計しており、この推計値の方がより現実に近いと指摘した。また姚曾蔭は、一九三七年七月から一九三八年末までは戦線が移動したために大規模な「密輸」は実行不可能であり、その規模も無視できる程度であったが、一九三九年以降戦争は膠着状態となり、大規模な「密輸」が同年前半にはすでに開始され、年の後半には猛威をふるうようになったと指摘している。⁽²⁷⁾

また、必ずしも厳密な推計方法ではないが、当時日本側が公表した日本の対中国輸出額が中国海関の公表する日本からの輸入額を大きく上回っていたことも、「密輸」の規模の大きさを示唆する関連事実として取り上げられていた。資源委員会経済研究室研究員で「淪陷区」経済研究の専門家であった鄭伯彬は、一九四五年の自著の中で、日本政府が公表した日本の対中輸出入額を当時の平均為替レートで日本円から法幣元に換算し、この数字と中国海関が公表した中国の日本からの輸入額との差額を計算したところ、一九三八年は前者が三・三六億元、後

者が二・〇九億元で差額はすでに一・二七億元に及び、中国海関が公表する日本からの輸入総額の六〇%を占めるに至っていた。また、一九三九年は前者が四・九七億元、後者が三・一三億元で差額は一・八四億元、一九四〇年上半期は前者が四・八七億元、後者が二・二九億元で差額は二・五八億元となり、中国海関が公表した日本からの輸入総額の一・二%に当たる額に至っていた。鄭伯彬はこの差額は中国海関が把握していない「密輸」によるものとし、一九三八年から一九四〇年にかけて「密輸」の拡大傾向を指摘していた。ただし、この推計方法では、日本軍占領地域内で生産・消費された部分が含まれておらず、斉春風は日系企業が日本軍占領地域内で生産した製品も少なくない規模で流入していた可能性に言及している。⁽¹²⁸⁾

(2) 禁輸物品の流出

日本側製品の流入に加えて、国民政府支配地域から日本軍占領地域への禁輸物品の流出も問題となっていた。一九四一年七月、四川省政府は同政府民政庁に対する訓令の中で以下のように述べている。「報告によれば、敵貨と禁輸物品による利敵行為に対する取締りは実施以来すでに明らかな成果を上げているが、不肖な軍人や政府関係者の間でしばしば非合法的な金儲けや密輸の隠蔽があるために、敵貨は尚まだ市場にて根絶されておらず、我方の物資を用いた利敵行為も依然存在している」⁽¹²⁹⁾。物資流出に関するより具体的な状況に言及したものとして、一九三九年八月、寧波の海関は財政部貿易委員会に対して、錢江南岸にて多量の桐油、茶、麻等が余姚(寧波と紹興の間に位置)から搬出され、澈浦、黄道門、胡芦湾等へ運ばれ、さらに「民船」で硖石(上海と杭州の間に位置)等の日本軍占領地域に輸送された事案があったことを報告している。⁽¹³⁰⁾この寧波の海関による報告では「密輸」された物資の生産地は明示されていないが、盧溝橋事件前において桐油は四川・湖北・湖南、茶は湖北・湖南・江蘇を主な生産地とする上海の主要輸出品であったが、盧溝橋事件後、上海への移入が大きく減少していた

ことが日本側で報告されていた。⁽¹³¹⁾

先に取り上げた興亜院華中連絡部の一九三九年一二月付報告書によれば、安徽省及江蘇省北部地方における物資流出状況は以下のとおりであり、流出が目立っていたのは主として輸已向物資であった。まず、「輸已向物資即ち豚毛、卵、禽毛、桐油、腸衣、茶等ニ対スル統制方法デアルガ、之等ノ商品ニ対スル処置ハ重慶ヨリノ指令モアリ、原則的ニハ蚌埠ヘノ流出ヲ禁止シテキルガ、安徽省及江蘇省北部地方デハ環境上容易ニ原則通ニ実行出来ナイ事情ニアル」。「第一蚌埠以外ニ適當ナハケ口ガナイ。苦勞シテ遠ク輿地ニ運ヒ込ムトシテモ非占領地区ノ輸出港迄運出スル事ハ莫大ナ運賃ヲ要スル事デアリ、ソナ危険ヲ冒シテ運出スベキ輸已向商品ガ實ハサシテ大量ニアル譯デハナイ。従テ此ノ種ノ商品ハ少量ナラバ一応日本ノ占領地区ニ流出セシムルモ或程度已ムヲ得ナイト考ヘテキルモノノ如クデアル」。但し、「蚌埠デノ邦商ノ買付相場ガ其ノ時ノ上海市場ト比較シテヒドク低率デアル場合ハ商品ヲ蚌埠ニ出ス代リニ日本軍ノ駐屯シテキナイ水路ヤ送路ヲクグツテ、江蘇省北部ヲ通過シ揚子江ノ江陰下流各港ノ外国船迄運搬スル」⁽¹³²⁾。

続いて、同報告書は以下のとおり述べ、遊撃隊にとっても必需品であった食糧や軍需品原料の搬出に対しては比較的厳格な取締りが行われていたとしている。

「第二ハ麦、豆類、雜穀類、米等ノ食糧品ノ禁運事情デアル。之モ勿論原則トシテ日本ノ占領地区ヘノ搬出ヲ嚴禁シテ居ル。此ノ種ノ糧食農産品ハ淮河流域ノ重要物資ニシテ、其ノ産出量モ非常ニ大量デアルダケニ、遊撃隊側ノ『物資統制』ノ努力ハ主トシテ之等ノ糧食農産品ノ上ニ注ガレテ居ル。蚌埠ニ出廻ル小麦、大麦、豆、雜穀等ノ大部分ハ淮河ニ依ツテ流出スルノデアルガ、現在、上流ノ正陽関、鳳台、壽県下流ノ盱眙等ニ於ケル遊撃隊ハ淮河ノ要点ニ據ツテ『貨物査検処』ヲ設置シ、一切ノ糧食品ノ流出ヲ禁止抑留シ、蚌埠ニ於ケル之等商品ノ価格騰貴ノ程度ヲ眺メテ少量ヅツ流

出セシメツツアル。「斯クテ蚌埠ニ於ケル農産品ノ価格ハ常ニ高率トナリ、上海方面商人ノ買付ハ採算上カラモ尠カラズ困難ヲ感ジツツアルト謂ハレテ居タ」。「糧食物貨ノ蚌埠ヘノ流出ヲ阻止スル為ノ最適切ナル方法トシテ、遊撃隊側ハ何ヨリモ先ヅ、淮河民船ノ蚌埠ヘノ航行禁止ヲ行ヒ、多数ノ民船ヲ正陽関方面ニ集中スル一方、貨物ヲ積載シタ多クノ航行船ヲ抑留シツツアル」。「第三ハ、牛皮、麻、棉花等ノ軍需品原料タル物資ニ対スル統制ノ実状デアアルガ、之ハ絶對ニ日本側ニ渡サナイ、全部ノモノヲ遊撃隊ノ手ニ収メテ直接彼等ノ軍用材料ニ供スルカ、或ハ奥地ニ運ビ込ム建前デアリ、此ノ種ノ禁運監視モ主トシテ淮河ノ本支流通路ニ於テ嚴格ニ行ハレテ居リ、陸路ニ依ル少量搬出カ見ラレルノミデア⁽¹³⁾」。

しかし同時に、同報告書は、一部の遊撃隊が税金の徴収によつて搬出を一定程度許可していた当時の状況を以下のとおり指摘している。

「各種物資ニ対スル、遊撃区ヨリノ搬出禁止ノ実状ハ大体以上ノ如クデアアルガ、各地遊撃隊間相互ノ連絡ニハ以前トシテ不十分ナルモノガ多ク、督察隊ノ監視ノ目ノ届カヌ所デハ矢張り税金ヲ取ツテ少量ヅツノ運出ヲ許可シテ居ル。各地ニ蟠居スル遊撃隊ハ中央ヨリ軍費ノ支給ヲ受ケテ居ルモノハ少ク、従テ費用ノ捻出ハ専ラ流通物資ニ対スル通貨税ニ依ル以外ニ方法無キ現状ニアリ、遊撃隊ト自称スル多クノ匪団ハ競ツテ物資移動ノ要路ニ集結シテ徴税ヲ事トスル傾向ガ強イ、有力遊撃隊ノ配置ヲ見ルト、何レモ物資ノ通路ヲ扼シテ蟠居シテ居ルト謂フ事ガワカル。重要物資ノ出廻リ期ニ於ケル遊撃隊ノ移動集結ハ事実顯著ナモノガアル」。「各物資ノ搬出ニ対スル徴税ハ至ル所ニ於テ盛ニ行ハレテ居リ、税金ハ通行税、搬出税、保護税、義勇費等各種ノ名称ガ使用サレテ居ルガ、其ノ税率ノ一定シテ居ルノハ稀デアアル」。「要之、遊撃地区ニ於ケル物資統制乃至ハ流通阻止ノ実状ハ必ズシモ其ノ活動ヲ過大ニ評価スル必要ハナイガ、其ノ方法ハ最近次第ニ組織化サレ強化サレツツアル事ハ注目ニ値ヒスル」。「約四萬担ノ許昌葉煙草カ蚌埠ニ出廻ツタガ其ノ後監視ト統制ハ大イニ強化サレ、現ニ約二萬余担、正陽関、蒙城、鳳台、壽県等ニ嚴ニ抑留サレタ儘ニナツテ居ルト云フ」。

また、現実として、少なくともい地域で食糧等の必需品の不足が問題となっており、齊春風の研究によれば、一九三八年と一九三九年の間に、皖北だけで三〇〇万担の食糧が「密輸」により日本軍占領地域に流れており、こうした大量の食糧流出により、華中や華南の多くの地域で例年豊作であるにも拘わらず食糧不足が生じるといった状況が見られたという。⁽¹³⁵⁾ 行政院秘書処が財政部に対して一九四一年一〇月二日付で発出した通知には、湖南省側からの意見として以下のような内容を含む文書が添付されている。湖南省の棉や米がしばしば「奸商」によって搬出され、湖南省の一部の地域で棉不足や米不足が出現させるに至っている。また、「敵貨」を商標変更して投売りし、莫大な利益を獲得しようとする動きがあり、大量の「敵貨」がしばしば機に乗じて漢口から岳陽經由で南県まで運ばれるに至っている。しかし、「後方」では「緝私機関」が十全でなく、「密輸取締網」も完成できていないため、物資は容易に流出し、「敵貨」は容易に「密搬入」されている。戦区の貨物輸送の要路に近接したところにおいては、軍事上の配置に基づきながら、財政部によって指定された地点に海関の拠点や「貨運稽查分支部」をできる限り増設し、「密輸取締網」を完成させるべきである。⁽¹³⁶⁾

中国共産党側の見方ではあるが、中国共産党浙南特委による一九四一年五月二七日付の「食糧闘争を展開するために各県に与える指示書」も、前線に比較的近い同地域において「食糧大恐慌」が発生していた当時の状況を以下のように述べ、「腐敗官吏」、「地主」、「悪徳商人」等による操作に言及している。

「反共頑固派の逆行運動、腐敗官吏、地主及び悪徳商人（中文：奸商）による操作、独占及び不正流出（中文：漏海）、敵侵略軍（中文：敵寇）や漢奸による陰謀と利用等々の原因により、目下食糧の大恐慌がもたらされている。現在の食糧（恐慌）はすでに空前の程度に達しているが、まだ勢いが盛んであり、ひいては金があっても食糧を買えず、さらに

あらゆる物価が騰貴し、貨幣価格は暴落し、大部分の民衆、特に労働者や農作地を持たない貧民はすでに金も食糧もなく、草の根を食べて腹も皮だけになるほど餓える状況にまで至っている。しかし、これだけではなく、服毒自殺や生きながら餓死する現象はすでに到る処で発生し、毎日のように聞かれる。そのため、目下の食糧問題はすでに極めて深刻な政治問題であり、機を逸せず⁽¹³⁷⁾に解決できれば、抗戦にとても有利であるが、解決できなければ、日本侵略軍(中文・日寇)と漢奸、トロツキスト悪質分子(中文・托匪)及びあらゆる投降分子の陰謀活動を大きく利することになる。「しかしながら、権力を握っている国民党当局は、この深刻な食糧恐慌に対して民衆の利益と抗戦を堅持する立場に立って、積極的ながらも適当な解決を与えることをせず、あれらの国家と民族の利益を顧みない反共頑固派は逆に『飢民』政策をとって人民を窮地に置くことを企図した。それが明らかな事実として現れていることとして、前方の軍隊に供するという名目(抗日軍隊への供給は当然のことであるが)で到る処で穀物を差し押さえ、一〇元の価格で強制収買し、自らが安価な飯を食べ、買占めと不正流出により国難に乗じてはる儲けするために(例えば瑞安の呂律等)、特に永嘉の張宝琛は人民が餓えて食糧のない状況において、更に『餓死しても反乱民にはならない』という荒唐無稽の提議を行った。……これは反共頑固派が食糧恐慌の機会に乗じて、大々的に逆行活動を行ったことを説明しており、また彼等には良心も人としての道徳もわずかもないことを充分に表している」。

さらに、流出が目立っていたとされる輸向物資の具体的な流出状況を述べたものとして、齊春風の研究によれば、一九三九年に国民政府の支配地域から搬出された八〇万箱の茶葉のうち、四分の一が日本軍占領地域に「密輸」されており、桐油については、広西・雲南からベトナムを経由したルートや浙江・福建から海口を経由したルートで大量に「密輸」されていただけでなく、湖北・安徽の桐油は前線を経由して「密輸」されており、一九三九年に香港が中国大陸から輸入した三七・二万公担のうち、中国海関の資料に記載されていたのは約三〇万公担であり、その差額である七・二万公担が「密輸」によるものとされていた⁽¹³⁸⁾。実際、日本軍の占領下に置かれた物資の主要集散地の一つであった漢口の周辺において、軍需工業及び各種重工業の必需品であった

「桐油」の「多量ノ」「密輸」が確認されており、支那派遣軍総司令部上海機関が翻訳した一九三九年二月三日付「中央日報（湖南省寶慶）」は「桐油ノ漢口向ケ密輸嚴禁」と題して以下のように報じていた。

「朱陽訊」既報ノ如ク湖南省政府ハ桐油ガ軍需工業及各種重工業ノ必需品ニシテ抗戰前途ニ關係スルコト甚大ナルヲ以テ各県政府ニ禁止令ヲ發シタルガ財政部並ニ貿易局ノ來輸ニ據レ最近多量ノ桐油ガ漢口向ケ密輸セラレ敵ヲ資シツツアルヲ以テ昨日再ビ各県政府ニ通令シ嚴密ニ取締ルコトナレリ⁽¹³⁹⁾。

長江流域からは地理的に少し離れるが、関連動向として、四川・湖北・湖南を主な生産地とする桐油が、軍需用金属として禁輸物品に指定されていたタングステンとともに主要な「香港及澳門向輸出物資」となっていたことにも触れておきたい。華南で活動していた波集団司令部の一九四一年一〇月一日付資料は、一九四一年八月三〇日付「華人日報」掲載記事が以下のように報じていたことを報告している。

「珠江、三角洲ノ陥落区ノ河川ハ縦横ニ流レ中山、前山等ヲ中心トスル密輸ノ主要ナル経路ハ三埠ヨリ新会ノ崖門及白蕉磨刀門ヲ經テ澳門ニ至レルモノナリ 然レトモ日軍ノ封鎖及偽軍ノ檢索益々嚴重トナリタル為現在ハ台山県ノ廣海ニ移向シ大帆船ニヨリ香港ニ達シアリ」。「現在ノ密輸中継地ハ都斛海晏（台山県）、銅鼓（赤溪県）、崖西、古井、三江、及斗門（中山県）ナリ」。「又新会ノ七堡ト棠下ハ陥落区ヘノ重要ナル密輸中継地ナリ、七堡ハ前線ニ接近シテ新会ヘ直通シ棠下ハ江門及順徳、南海ニ直通シアルニ因ルモノナリ」。「香港及澳門向輸出物資ハ政府ノ禁止令ヲ公布シアル『タングステン』、鈦及桐油最モ多ク其他米穀、廢銅鉄、麻袋、豚毛、棉花、法幣、金銀、松脂、生豚、錫、鴨、耕作用牛等アリ」。「輸入物資ハ煙草、洋布、阿片、洋紙、『マツチ』、化粧品等ナリ」。「陥落区ヨリノ輸入物資ノ中『スルメ』、烏賊、乾蝦、昆布等ノ海産物ハ殆ント日貨ナリ、之等日貨ハ多クハ國貨ニ改装サレアルモノナリ⁽¹⁴⁰⁾」。

また、波集団司令部の一九四一年八月付報告書は、同年七月三一日付の「三井物産広東出張所ヨリノ情報」として以下のように述べ、大量の労働者を動員した桐油の組織的な輸送形態や「重慶ノ護照」が賄賂で取引されていた当時の状況について言及している。

『「タングステン」鉱ト桐油ノ密輸出ハ非占拠地域ノ運搬カ困難トナレリ即チ兩者共ニ重慶政府ノ発行スル護照ヲ要シ若シ護照無クシテ運搬スル時ハ『タングステン』鉱ノ場合ハ銃殺、桐油ノ場合ハ没収処分ニ附サル 而シテ運搬ハ人力ニヨルモノニシテ桐油ナラハ二罐(七一―七二斤)宛擔ヒ一千人位ノ苦力一団トナリテ運送ス 柳州ノ桐油ヲ海岸線迄運搬スルニハ六ヶ月遅キハ一ヶ年ヲ要スト謂フ斯カル長日月ヲ要シ然モ古キ石油罐ニ容レテ運搬スルニモ拘ハラス桐油ノ途中損失ハ精々三%ナリト 然レトモ運賃ハ莫大ナルモノニシテ柳州ニテハ一〇〇斤法幣一七八元ノ桐油ハ海岸線ニ於テハ三七〇元トナル 密輸ノ目的ヲ以テ重慶ノ護照ヲ取得スルニハ一口ニ付数万元ノ賄賂ヲ要スル故小口ノ運搬ハ引合ハヌ為最近ノ密輸ハ漸次大掛カリトナリツツアル模様ナリ』⁽¹⁴⁾。

桐油やタングステンの流出の背景には、華南の日本軍がこれらの物品を積極的に取得しようとしていたことも挙げられる。一九四一年九月、華南方面に展開していた波集団は「対敵経済封鎖強化ノ為経済施策要領」として以下のような内容を定めたとの通牒(報告)を行っている。「遮断線内外ハ经济圈ヲ完全ニ分断スルヲ原則トスルモ遮断線外物資ノ取得ハ左記品目ニ限り特例トシテ之ヲ認ムルモノトシ左ノ如ク措置ス」。「タングステン」鉱、錫鉱、「アンチモニー」鉱、桐油、鉛、樹脂については「軍総動員班ヲシテ之カ取得ニ任セシムルモノトシ兵団(部隊)ハ之ニ協力ス」。米、薪炭、肉類については「遮断線内及各占拠地区相互間(中、北支ヲモ含ム)ノ物資需

給ヲ調節シ又生産ノ拡充ヲモ行ヒ自給経済ヲ強化スヘキ恒久的対策ニヨリ供給ノ解決ヲ図ルモノトシ努メテ敵地ヨリノ取得ヲ避クヘキモ自給経済確立ニ至ル過渡期ノ暫定的措置トシテ之カ適正ナル取得ヲ認ムルモノトス」。

「前掲敵地物資取得ノタメ『タングステン』以外ハ交換物資ヲ一切用ヒサルモノトシ専ラ法幣ニヨリ取得ス」。

「軍民需ノ需要ヲ充足スルタメ暫定措置トシテ米、薪炭、肉類ヲ敵地ヨリ取得スル場合ハ軍ノ許可ヲ受クルモノトシ同時ニ之カ恒久的対策ヲ報告スルモノトス」⁽¹³⁾。

なお、ここまで、日本側製品流入と日本軍占領地域への物資流出に関する事実をそれぞれまとめてきたが、これらは必ずしもそれぞれ単独で発生していたわけではなく、一部では国民政府支配地域と日本軍占領地域との間の「交易」とも言える現象であった。物資流出と「敵貨」の流入が同時に発生していた地域があったことはすでに述べてきたとおりであるが、日本側の物資吸収策においても国民政府側との物資の「交換」が想定されており、例えば、日米開戦後の一九四二年一月、「外麦ノ輸入杜絶ニ依リ原麦ハ総テ中支小麦ニ依ルノ要アル」状況下において、興亜院華中連絡部は同月二九日付で「小麦及小麦粉ニ関スル対策要綱(案)」を作成し、「利敵物資ナラザルコト明ナル物資ニ付テハ積極的ニ敵地ニ於ケル小麦ト交換スルコト」を華中における小麦の「出廻促進」のための措置として打ち出していた⁽¹⁴⁾。また、齊春風が一九四二年の中国側資料に基づいてまとめたところによれば、華南沿海部において、日本側は綿糸を「漢奸」に渡して奥地でタングステン鉱石と交換させ、タングステン鉱石を日本軍占領地域まで「密輸」してきた者にはその価値に応じた量の灯油、綿糸布、薬品等日本側製品を購入し、国民政府側に「密輸」することを許可していたという⁽¹⁵⁾。

三. 国民政府を取り巻いていた中国社会の特徴

(1) 政治的意思に対する実利の優先

この国民政府が直面していた「密輸」の問題から、当時の中国社会が有していた特徴を三点指摘する。第一に、支配勢力の政治的意思よりも実利を優先する人々が相当数存在しており、「密輸」は地域的な価格差や輸送コスト(取締等に遭うリスクを含む)を勘案して行われたものであった。まず、戦時下における物価の地域間格差が「密輸」のインセンティブとなっていたことを示すものとして、齊春風が当時の資料を用いて作成した「日貨銷售価格比較表」によれば、日本側製品流入の背景には以下のような価格差があった。一九三九年時点の皖南周辺における煙草の価格は、国民政府側で一箱〇・一五元であったのに対し、日本軍占領地域等では一箱〇・一元から〇・一元であった。また一九四〇年時点の皖南周辺において、灯油の価格は国民政府側で一市斤二元であったが、日本軍占領地域等では一市斤〇・三元であり、マッチの価格は国民政府側で一小包〇・一五元であったが、日本軍占領地域等では一小包〇・〇八元であった。綿糸の価格については、一九三九年時点の広東、湖南から重慶にかけての地域において、国民政府側で一包三、〇〇〇元であったのに対して日本軍占領地域等では一包一、五〇〇元であり、約二倍の価格差が生じていた。⁽¹⁶⁾

日本軍占領地域への物資流出の背景にも地域的な価格差が存在しており、齊春風が作成した「中日双方戦時物資収買価格比較表」によれば、一九三九年の浙江省西部周辺における茶の収買価格は、国民政府側で一担四五元から五五元であったのに対して日本側では一担八〇元、一九四〇年の湖南省洞庭湖一帯における桐油の収買価格は、国民政府側で一担七〇元であったのに対して日本側では一担三〇〇元、一九四〇年一月の湖北省周辺における米の収買価格は、国民政府側で一担四・二元であったのに対して日本側では一担九元、一九四一年初めの皖南周辺における棉花の収買価格は、国民政府側では一担一六〇元であったのに対して日本側では一担四〇〇元であった。⁽¹⁶⁾また、国民政府対敵経済封鎖委員会が同政府財政部貿易委員会に宛てた一九四〇年二月の公文にも、物資流出の背景となった価格差について、「報告によれば、皖南の敵は無知な商売人或いは腐敗した公務員や不

図表2：皖南の各種特産品に対する我方と敵方の収買価格表（抜粋）

| 物品 | 単位 | 我方収買価格 | 敵方収買価格 | 附注 |
|---------------|-----|--------|--------|-------------------|
| 桐油 | 毎市担 | 60 元 | 180 元 | |
| 豚毛 (中文：猪鬃) | 同上 | 320 元 | 800 元 | |
| 米 | 同上 | 14 元 | 40 元 | 南陵・繁昌・青弋・宣城 一带 |
| 茶 | 同上 | 60 元 | 140 元 | |
| 生糸 (中文：土絲) | 毎百両 | 90 元 | 200 元 | |
| 菜油 | 毎市担 | 70 元 | 120 元 | |
| 棉花 | 同上 | 160 元 | 400 元 | |

出典：財政部貿易委員会档案 309-7725（中国第二歴史档案館蔵）

肖の軍人を利用し、内地へ深く入り込ませて高値で特産物を買付け、大量に輸送させている」との記述がある。同公文には「皖南各種土産敵我收購價格表（皖南の各種特産品に対する我方と敵方の収買價格表）」が添付されており（図表2を参照）、この表によれば、当時少なくとも品目において日本側の収買価格が国民政府側の収買価格を上回っており、桐油、米、綿花は市担あたりでそれぞれ三倍、二・八五倍、二・五倍、生糸は一〇〇両あたりで二・二倍ほどの価格差となっていた。⁽¹⁴⁾

他方、前述の姚曾蔭による指摘のとおり、「密輸」が猛威をふるうようになったのは戦線が安定し、戦局も膠着状態に入る一九三九年以降であったことは「密輸」のリスク回避的な特徴を裏づけるものであるが、別の例として、武漢付近の民心一般の動向を考察した一九三九年の呂集団（第一一軍）による報告は以下のように述べ、域内における価格操作や取締強化等によって「密輸」はある程度抑制可能なものであったことを明らかにしている。

「一般的に民衆は尚未だ安定の域に達せず、その原因として挙げらるるものは党軍側の遊撃工作が極めて活発となり来り、従来日本軍の占拠せる地点にして現在撤退せる区域に於て最も甚だしく、遊撃隊は最

近に於ては活動区域内の民衆を強迫して彼等を強制的に立退かしめ日本軍を糧食難に陥らしめんとする外、公路付近に出没し公路を破壊すると同時に電柱をも伐採して交通通信を妨害し日本軍を連絡困難に陥らしめんとしつつあり。尚軍需資源を日本側に供給することを禁ずると共に価額の釣上げをなして敵地内への流入を極力謀り居り、各地には宣伝隊侵入し日本側を利用するが如き行動を為すものは総て利敵行為として之を漢奸の名目にて暗殺するが如き行為は最近頓に増加し居れる為、民心は極度に萎縮し奥地よりの物資の漢口への流入最近激減するの状態を呈し居れり。同時に当地よりの物資の搬出は理的懸念より極度に限定せられ余りに不自由なる為奥地民衆の必需品の買入亦困難となり、民衆は今や極度に生活の脅威を感じつつあり、一般的日本側警備隊の増派を要望して止まざる状況なり⁽¹⁴⁸⁾。

続けて、呂集団司令部の同報告は、「民心の動向に影響を及ぼせる事件」として、「最近新提に於て、日本棉花会社の棉花買付支那人夫婦は党政府側のテロ団に襲撃せられ、男は即死し女は重症を負ひたり。其原因は、棉花を日本人のために買付けることは利敵行為にして漢奸なりといふ罪名を被せられたるもの、如く、最近党政府方面は新棉の日本側への流入を防ぐため価格を昂騰せしめ、又テロ行為を以て極力民衆を圧迫し、党政府側への流入を謀り居れり。従つて新棉は最近日本側へは殆んど入手すること不可能なる状況を呈し居れり」と述べている。この文中の「党政府側のテロ団」が具体的にどのようなグループであったかは明示されていないが、当時「藍衣社員」が暗躍しており、「漢口及漢陽方面に多数のもの侵入し暗殺工作をなさんと策しつ、あり各方面に脅迫状を手交しつ、あ」る状況であったといふ⁽¹⁴⁹⁾。

「密輸」の取締強化にあたり、実利によって人々を誘引する手法が用いられていたことも、経済合理的な人々の存在を示唆するものである。一九三九年九月、經濟部と財政部は連名で以下のような公文書を出し、行政院が「密輸」の密告者に賞与を与える規定を制定したことを周知している。「禁運資敵物品条例」を公布した後、本經濟部は各省市府に対し、各地の実状に即した形で命令通りに処理するよう要請してきたが、報告によれば、

各地の無知なる「小民」は各地方の主管官署による取締りが不完全で、耳目が及ばないことに乗じて、わずかな利益のために依然として「密輸」により利敵を行っている。「密輸」を厳密に防止するため、行政院は「懸賞密告辦法」を別途制定した。以後各地の人民あるいは団体は、輸送が禁止されている利敵物品の「密輸」を確実に知ることがあれば、随時当地主管官署に秘密裡に告発しなければならぬ。摘発した「密輸物品」は、禁輸の執行機関による具申とそれに対する上級機関の許可を経てから処分する必要がある、「密輸物品」の代価の三割を賞金として与える。ただし、捏造による告発が発覚した場合には法に依って処罰すべきである。¹⁵⁰⁾

支配勢力の政治目標よりも個別の具体的な利害を優先する傾向は、前線付近の地域に限られないものであった。例えば、一九四〇年一〇月付「財政評論」によれば、当時国民政府軍事委員会委員長、四川省政府主席であった蒋介石が九月一〇日付で発出した「糧食管理徹底の実施のために四川省民衆に告ぐるの書」は当時の状況を以下のように述べ、前線から離れた四川省において、高価を期待した「売り惜しみ」が深刻な食糧不足を引き起こしていた旨指摘している。

「諸君は凡て四川省は昨年も一昨年も豊収であつたが、然し本年の二月以来糧価は継続的に上昇し、常理、常軌を全く逸脱したことを御承知であらう。最近新穀は已でに登場し、各産米区域の收穫もまた多くは七、八割以上であつて、決して凶作ではない。然るに糧価は仍然として低減せざるのみではなくして継続的に上昇の勢ひにある。このやうな畸形の変態は全く天然の欠乏によるものではなくて人為的に造成されたものである。私は多方面を考查せる結果、その中には固より少数の横暴不法な商人の投機的買占めがあるので、政府は当然これらを細密に調査して嚴重に取締らねばならぬと云ふことも知つたが、然し最大の原因は更らに各県各郷農村の糧食を擁有する人民が知識の欠乏のため高価を期待して糧食を仕舞ひ込み市場に売出さずして、市場の糧米を頓に欠乏せしめたため、糧価は即ち無理性的に高騰したのである。故にこれは決して糧食の有無の問題ではなくて、売るか売らないかの問題である。このやうな現象は完全に私の

四川省同胞に対する期望に違反し、私の四川省同胞を愛護するの本意に違反した⁽¹⁵⁾」。

続いて、蒋介石は以下のように述べ、「私利のみを顧みる欠点」や「国を愛する常識が欠如」していることに言及している。

「私は想ふに糧食を蔵して売り出さない人々、特にそれらの巨額の余糧を貯蔵してある富豪に対しては、その糧食が生産によつて得たものであらうと、或は地代によつて得たものであらうと、或はまた購買によつて得たものであらうとを問はず、情理に於て均しく恕すことは出来ない。私は想ふに政府は当然責任を以てこの種の蔵糧害国の現象を糾正せねばならないし、全省の同胞、特に各地に於ける賢明なる紳士、或は公正なる人士連は身を挺して政府に協助力し、この責任を負はねばならない」。「私の最も主要な意思は、四川省内の凡ゆる私利のみを貪る人々をして、人を害し、己を害し、國を害し、民を害するの誤つた路から、需給を調整し、有無相通する正しい路へ導かんとするものであり、吾が四川省の凡ゆる糧食の高価に圧迫を受けてゐる各界の同胞及び窮乏に喘ぐ民衆をして、困難と飢餓から救ひ、而して『各人が食する飯を有する』を完遂せんとするものである。この事に対しては禁煙並に剽匪の執行に比較してより以上必要な厳格なる決心を具有して居り、必ず全力を盡してこの糧食を管理し同胞を救済するの事業を貫徹するものである」。「私は元来最も愛護した四川省同胞に対し、四川省各県の賢明なる紳士並に知識分子に対して特に一致熱誠を奮発して全四川省の同胞を領導し、熱心に公益事業をなし、向上に努力されんことを希望する。今次の四川省に於ける糧食市場のかくの如き畸形的現象の発生は、実に四川省人民の私利のみを顧りみる欠点を表現したものであり、四川省一部同胞の大義を辨へないこと及び現代国民としての国を愛する常識が欠如してゐることを表現したものであり、更に四川省に於ける社会政治の無組織、無能力を表現したものである。私個人固より慚愧に耐えないが、同時にまた吾が全四川省同胞の抗戦史上に於ける一つの最大汚点でもある⁽¹⁶⁾」。

国民政府も農村に対して無策ではなかったものの、食糧不足は餓死者が出るほど深刻な状況に至っていた。蔣介石によれば、「私が民国二十四年初めて四川省に入った当時、四川の重要都市並に道路上には到るところに餓死した人民を見るに到つたので、私は曾つてこれは吾々四川軍民の最大の恥辱であると適切に指摘した。故に私は昨年四川省施政方針を宣布して、『各人をして食する飯を有せしめる』必要のあることを述べた。私は心を盡し方法を講じて全省民衆のため害を除き利を興し、農村の繁栄に力を竭した。現在農村は以前に比較して充裕し、農業生産者の生活もまた以前に比較して向上した。然しながら一部糧食を擁する人々は竟ひに慈善心を失ひ理を害つて、唯高利を貪り求め同胞の困苦を顧りみない。四川省の天産は極めて豊富であつて、到るところ穀物であると云ふことが出来る。然しながら竟ひに人為的な原因のため若干の同胞をして飽食し得なくさせ、或は竟ひに食べ得なくさせた。これは寡いのではなくて絶対に均しからざるのである。」「四川省同胞は前に地方の捐税が極めて種々雑多にして苛酷であつた情況或は田賦の徴収が毫も制限のなかつた情況がどのやうなものであつたかを回憶することが出来るであらう。現在鄉村の人民は負担は軽減し、苛擾を恐れる必要がないのみか、各地の軍隊は決して民間の一木一草たりとも敢へて強奪することはないのである。貴下達の苦痛は解除された。而るに貴下達は手中に糧食を有する時は糧食を有しない同胞の身上に苦痛を加へることを惜まない。貴下達は現在糧食を有するもこれを売り出さず、市場に於ける糧食供給の欠乏を達成し、国民としての責任上に於て云ひのがれをなすことは出来ない。私が農村を扶植し、民衆の苦痛を解除した苦心に対して道理上また如何に云ひのがれをなすことが出来るであらうか？ 各県各郷の紳士及び知識分子諸君は、この意思を充分に各郷村の民衆に向つて宣伝し、彼等の愛国的責任と彼等の良心的自覚を喚起されんことを希望せんとするものである⁽¹³⁾」。

蔣介石はさらに以下のように述べ、「売り惜しみ」や「買占め」の動きにおいて、特に影響力をもっていたのは地主や富豪であつたことを指摘している。

「私は今次糧食問題を造成した主因は、普通一般の農民ではなくして、実は糧食を抑制して売らないもの、即ち各地の多量の糧食を擁する地主及び富豪であると云ふことを熟知してゐる。これらの地主及び富豪には農村に居住するものもあれば、また省域内に居住するものもある。彼等の財力能力から云へば、凡べて社会に影響し、郷里の良好な模範となる事が出来るのであるが、然し唯私利のみを貪るため大義を忘れ、即ち彼等の財力に倚つて糧食を貯蔵し私利を図り、一般民衆をして相率ひて模倣せしめ、市場に於ける糧食の欠乏を造成した。従つて私は宣伝勸導は当然この種の地主並に富豪に重きを置かねばならぬと考へる。私は一般の地主及び富豪が能く大義を深明し、身を以つて則となり、先づ政府の法令に従つて糧食を市場に供給し、隣村郷党のため模範となつて現代国民として当然盡すべき義務を果すに到ることを切望する」。「富裕にして無感覺であり、民食を抑制する富豪は当然一切の檢挙懲罰の主要な対象でなければならぬ。調査執行の場合は、厳密に詳細に調査すべきであつて、必ずその真相を把握せねばならぬ。凡そ調査を執行し或は調査に協助する人員は必ず唯小額の農民のところにとつて調査することのみを事として、この種の大獵の糧食を蔵有する富豪を見逃してはならない。特に変現自在にして巧妙なる計画を多分に有するやうな人に到つては注意を要する。彼等は調査を忌避するために、貯蔵してゐる糧食を分散し或は隣郷区に運搬して名を偽託し戸を移し、甚だしきに至つては種々の名義を偽称して隠匿貯蔵し、或はなしくずしにしてその土地の糧食を生産しない卑賤なる家に寄託するのである。此れに因り吾々が調査を執行する場合に於ては、第一、必ず隣郷、隣鎮、乃至は隣県を同時に発動しなければならぬ。第二、供給數量を調査し規定する場合には、郷鎮を以て単位となし、その生産數量と貯蔵總量を合併計算して、この一郷鎮の総人口が一年に合計必要とする総消費量を除去し、然る後にこの一郷鎮が当然市場へ売出さねばならぬ総供給量を確定せねばならぬ。かくしてこれらの故意に法令を輕視する富豪をして巧みに忌避する余地なからしめねばならぬ。特に同一地区の公正なる人士は、能く乱暴を畏れず、悪人を憎むこと仇敵の如き精神を以て、その知るところを充分に摘發して、政府並に調査員の耳目の及ばざるところに協助することを要する^(四)」。

(2) 官吏と軍人による関与

第二の特徴は、「密輸」への関与は各地の商人や地元有力者だけでなく、レジームの内側で権力の実体を構成していた官吏や軍人にまで広がっていたことである。地域間で生じた価格差は、「密輸」を行う側だけではなく、「密輸」を取り締まる側にも同様に大きな利益を獲得する機会をもたらし、「恥知らずな軍人ら」はその地位や職権に依拠して「不肖な悪徳商人」による「密輸」を放任、隠蔽、命令していたことは先に引用した報告のとおりである。これに関連して、石島・久保編に含まれている鄭会欣論文によれば、一九四一年六月、軍事委員会は行政院宛の「密代電」の中で、軍隊と地方勢力が結託して「密輸」を行っていた当時の状況について、「不正商人が加わり、軍隊がその悪事を真似ている。しかも現在、各戦闘地域では、党政軍が一元化した状況であるため、利益のやりとりにも多くの便宜が可能となっている」と述べていた⁽¹⁵⁾。また、筆者が重慶市档案馆で閲覧した一九四二年一月の行政院から重慶市政府への訓令は以下のように述べ、徴税によって「密輸」が事実上許可されていた当時の状況に言及している。目下、「密輸」は禁輸物品の輸送と脱税とに分けることができ、禁輸貨物に比べて脱税貨物の「密輸」は特に深刻な状況である。また、これらの「密輸貨物」が摘発された場合でも法令に基づいた処理が行われず、徴税を加えることで通過が許可されている。これは「密輸」による対敵経済封鎖の政令に対する違反を助長させ、戦時の財政に影響して甚大な損害をもたらすものである⁽¹⁶⁾。

「密輸」に対する徴税が地方勢力の巨大な財源となっていたことを示す例として、広西系の国民政府軍が安徽省界首周辺において行った「密輸貨物」に対する徴税が挙げられる。当時の関係者による回顧録によれば、第五戦区司令長官の李宗仁（一九三八年二月から安徽省政府主席を兼任、国民党広西系の首領格）が徐州から退却した後の一九三九年、李宗仁の懐刀であった廖磊が安徽省政府主席として立煌に派遣された。秩序が回復するにつれ、日本軍占領地域との間の「密貿易」は徐々に盛んになり、特に安徽省と河南省の省境の界首で最も活発に行われ

た。廖磊はこうした遊撃区の繁栄状況を知ると、直ちにこの巨大な財源を手中に納めるための準備に着手した。第五戦区司令長官の李宗仁と秘密裏に電報で打ち合わせた後、安徽省财政厅により水流の分岐点や陸上の要路に一七か所の「進出口貨物検査処」を設置するとともに、武装した「安徽省護商緝私隊」の組織を開始した。貨物検査処を設置した後、収入は驚くべきことに毎月約二八〇万元余りとなったが、廖磊や一九三九年一〇月から安徽省政府主席の任務を引き継いだ李品仙が派遣した人員による「密輸」は正規の税収より二、三倍大きな収入を生み出していたといわれている。その後の一九四一年春、河南省と安徽省の省境に赴いた第三一集團總司令の湯恩伯は、安徽省における「密輸」からの税収に関心をもち、界首にて軍や政府関係者による会議を開催し、席上で懷遠、蒙城、渦陽、太和、寿县、鳳台、穎上等の八か所に「貨検所」を設置するとともに、それらの上に「淮北貨検總所」を設立することを決定した。李品仙は界首での会議の知らせを受けると烈火の如く怒り、李宗仁に電報で連絡し、界首に赴いた李宗仁は湯恩伯と激論を交わして最後には湯恩伯を圧倒したとい⁽¹⁵⁾う。

また、必ずしも日本側製品の流入や禁輸物品の流出の事例ではないが、軍人や官吏等による「密輸」への関与を示す事象として「密輸アヘン」の問題も挙げることができる。四川省の「密輸アヘン」の実態を調査した考察団は、一九三九年六月の統計を用いつつ当時の状況を以下のように報告していた。「大量に運搬される密輸アヘンは、いずれもまず組織があり、それが軍勢力からの保護を頼りに輸送している。こうした組織への参加者の多くは軍人、不肖な官吏、土豪劣紳、悪徳商人等で、共に結託して好き勝手に振舞っている⁽¹⁶⁾」。この問題の背景として、北支那方面軍司令部作成の資料が引用した一九三六年の国際連盟第二一回禁煙委員会における米国代表 Fuller の報告は、中国におけるアヘンの生産額は全世界の生産額の約九割を占め、所謂辺境諸省にあっては盛んにアヘン栽培が行われ、南方の雲南、貴州より西康、四川、青海、甘肅、陝西、寧夏、綏遠、察哈爾諸省は重要なアヘン産地であり、最も信頼できると認められる調査の結果によれば、中国における毎年のアヘン生産量は

一万二、二六〇トシ（二〇万七、九七八担）から一万八、〇〇〇トシ（三〇万四、七四〇担）の間にあると述べている。さらに、北支那方面軍司令部作成の同資料は、アヘンの生産額が中国国内で最も多いのは四川省であるとした上で、中国国内各省でアヘン生産が盛んな理由として、ケシが極めて有利な現金作物であるために農民の天恵的活資源になっていたことや、アヘンが重要な税源であるために為政者がケシの栽培を奨励していたこと等を挙げている。⁽¹⁹⁾

取締りの権限を付与されていた軍人や官吏は、商人との結びつきを通じて様々な利益を享受できる立場にあり、当時の国民政府支配地域では「密輸」に限らず、基層幹部による不正や腐敗汚職が様々な形で横行していた。その一例を挙げれば、上海日本総領事館特別調査班が一九三九年九月一日付で発行した「特調班月報」は、一九三九年六月二三日付成都新民報が四川省内の「瀆職官吏」について以下のように報じていたとしている。

「四川省古蔺県楊尚藩は最近省当局から罷免せられ新県長も着任したが、新旧両県長が事務を引継ぐ際前任県長は新県長の為に在任中公金十余万元横領せる事を発覚せられ且つ救国公債、寒衣募捐等に関する書類の提出を拒絶したので遂に県政府に拘禁せられた。又省内昭化県財政委員会委員張麟書は予てより阿片を密売買してゐたが最近同地禁煙督辦處に探知せられ去る十一日張は同督辦處の人員の為に多量な阿片と共に検束せられた」⁽²⁰⁾。

県以下の基層幹部による腐敗汚職に対しては、当時国民政府内部において数多くの例が報告されていただけでなく、民衆からも不正や腐敗汚職を告発するおびただしい数の訴状が寄せられており、奥村・笹川は「郷長の不正行為」の典型例として以下の訴状を取り上げている。一九四一年五月、重慶から長江を下った酆都県第二区金盤郷「公民」の李守齋ら一〇人が、同郷の蔣青眉郷長を省政府に訴えた上訴文は、「蔣青眉はもともとやくざで、

字を読んだり書いたりできないことを、県民は皆知っています。ただ、彼らの兄弟は卑劣で不正な行動を惜しみなくすることで歴代の区長にへつらい、それによって本郷の鎮長や聯保主任「郷長の旧名」などの職は、叔父から甥へと世襲同然で継承し、いささかも揺らぐことはありません」といって、彼が郷長になってからの大きな悪行として、「一九四〇年一月に軍が穀物を買付けた際に、四・六五キロリットルも余分に徴収して着服した」⁽⁸²⁾「郷の役場の所在地に代志才らの私設アヘン窟を許し、闇の税をとって私服を肥やしている」等を挙げている。

ただし、国民政府軍の質は戦区や軍の系統によって多少異なっており、中央系の前線部隊は一定の戦力と志気を保っていたと言われている。一九四一年九月中旬から一〇月上旬にかけての長沙作戦で「敵軍中の精鋭中央系部隊」に直面した呂集團は、同年一月二五日付で作成した報告書の中で「敵の抗戦力」について以下のように述べていた。「敵軍の厭戦機運は相当横溢しあるも蒋介石の強韌なる統制力と身上の控制、徹底せる欺瞞宣伝等に依り抗戦意志を挑発し殊に独『ソ』戦開始後在支日軍は抽出転用し戦況好転すとの宣伝は著しく、其の志気を昂揚せしめたるもの如し。就中長沙方面の敵は久しく第二線に在りて整訓に専念し我が打撃を免れありし為戦意の認むべきものあり」、例えば、攻撃軍である「第七四軍の春華山附近に於ける逆襲は極めて勇敢にして中、小隊長先頭に立ち突撃し来たり、混戦乱闘彼我折重りて格闘し両者の損害大なり」。「然れども一度徹底的の打撃を蒙り惨敗を喫するときは現在の第五戦区の敵の如く、著るしく戦意を喪失するを彼の通弊とするを以て第九戦区も亦萎縮当分再起不能と思惟せらる。独り第六戦区は強撃を加ふるに先ち之を逸し尙相当の戦力を保持しあり且自主的攻勢に依り却つて志気を多少なりとも昂揚せしめたるものと判断せらる⁽⁸³⁾」。

これに関連して、必ずしも全般な状況を説明するものではないが、一九四一年一月付で北支那方面軍参謀部が作成した報告書は華北における「帰順状況」について以下のように述べ、比較的容易に政治的立場を変更したのは非中央系の「雑牌軍」であったとしている。「汪政権誕生の風聞伝はりし頃より漸次増加の傾向を辿り昨春新

中央政權成立以來急激に増加」していたが、その一般傾向は「敵正規軍（殊に中央系に属するもの）の帰順せるものなし」、「雜牌軍にして編成上（表面的にのみ）正規軍並に編入せられあるものに於ては既に帰順せるものあり」、「其他と雖も機会を得且面子さへ立てば帰順せんとする傾向逐日濃厚となりつつあり」。「帰順部隊は帰順後数ヶ月にして一部反乱逃亡あるを常と」したが、「然れども未だ全員逃亡の例なく且逃亡の原因は敵側施策と云ふよりも寧ろ維持費の皆無乃至は不安に起因」しており、「此の経過を終て縮小整理せられ経費も略々安定したるものは皇軍の指導下に比較的落付て地方の治安維持に任」じられた。⁽¹⁶⁾ ちなみに、一九四一年五月の中原会戦を通じて「敵軍人的素質」を調査した北支那方面軍司令部は、「抗戰意識の核心をなすものは概ね高中卒業以上の知識層にして階級的には大尉以上の階級層に在り」と指摘しており、軍人の質は階級により異なっていた可能性もある。⁽¹⁶⁾

なお、政府関係者による「密輸」は、日中戦争の以前においても中国国内に見られた現象であった。例えば、三井物産株式会社香港支店の林和三郎氏の調査による一九三七年一月付「南支那に於ける密輸の研究」によれば、「南支の密輸入は一九三六年七月に、中央政府に撤収さるる迄の広東地方政府、所謂陳濟棠政權の華やかなりし時代に於て、特に大仕掛けに行われてゐたのである。世人之を称して Official Smuggling と云ひ、特に重視したのである。当時の広東政府に關係する官吏、軍人それ自らが、軍艦又は緝私艦（密輸取締に従事する船艦）使用し公々然として密輸に従事してゐた点に、他地に見られぬ特異性があつた」。「Official Smuggling を以て広東政府は名を省内産業保護に藉つたが、其實省収入の増加を計つたのであるが、かかる例を除いても、南支の密輸には北支に見るやうな政策的意義がなく、純然たる採算的立場から来てゐる。従つて其歴史も遠く、其将来性も永いと思はれる」。「密輸の対象たる商品も主として高額にして、持ち運び易きものに集注されることは当然である。近時日本商品にして此資格を備ふるもの多き故、日本品は密輸の花形をなすと云つても過言ではない。密

輸せらるる商品は、現在では人蔘、人絹糸布を主とする織物類、阿片、薬品、染料、海産物の如き高価品より形状の細少なる縫針、罐詰、豆電球類又比較的運搬し易き燐寸、紙、護謄靴、酒、煙草類より、密輸は一見不可能視さるる塩、金物類、セメント、砂糖、硫酸の如き重量品に至る迄何十種と云ふ多数に亘つてゐる」。「之等が地形上、自然的に密輸のデポットをなす香港を中心として、派生的に各方面に密輸されてゐるのである」。例えば、「最近の人絹糸」は「香港の間屋即ち目友、南華の如きが、上海の間屋並に上海の税関吏と結託し、一応荷物は香港揚として日本から買付け、之を多くの場合 Jardine 船にて上海へ送り、同地で揚荷の際税関の検査済の箱へ詰め変へて密輸すると云ふ方法に依つて盛に行はれてゐる模様である」。「幾多の商品が、日に夜に税関の快速武装巡視船の機関銃火を潜り、大空に高鳴る監視飛行機の爆音の下に、或は単に似た海官吏の監視眼を避けて、悠悠然として、帆船に、汽車に、汽船に、徒歩に、広東省内至る所に密輸せられてゐる事實は、識見ある支那通にとつても新しく耳朶を打つた近來の意表事であるし、支那の為にはまことに国宝的名物と称しても過言でないであらう。之等密輸入の年額約数千萬弗と云はれてゐる」。「更に支那内地より他外国への密輸出も馬鹿にならない。貴金属製品毎月約二、三千兩、支那貨幣毎月約二百萬弗、銅貨毎月約二、三千担、タングステン鉱石毎月約百噸、外に亜片、其他驚く可き數額に上つてゐる」⁽¹⁰⁶⁾。

(3) 外部からの操作とその限界

第三に、「密輸」に関与した人々は条件次第では外部の別勢力とも一定の關係をもつことを拒まない存在であり、ときに外部からの軍事工作に利用されることもあつたという点である。一九四二年二月、蔣介石はその講話の中で軍内部における「密輸」の弊害について以下のように述べている。

「今後我方の国境駐留軍隊が、もし密輸による金儲けという悪癖を完全に絶つことができなければ、それは自らの生命を敵に差し出すに等しく、まさに自殺行為にほかならない。……敵は別の悪辣な戦術に切替え、武力のみで進攻するのではなく、経済面の方法により進行してきている。敵国内から廉価な敵側製品を数多く運んできて、我方の一般民衆や官兵を誘惑しており、一部の官兵は敵のこの陰謀がわからず、転売するだけで大きなマージンが得られると思ひ込み、密輸による金儲けを厭わず、如何に金儲けをして財を築くかをひたすら考えている。こうなると、部隊の中では集めた利益が上下でやりとりされ、酒色におぼれ贅沢三昧となり、まさに為さざるところなしとなってしまう。自らの抗戦と革命の任務をまるつきり忘れて、どうして敗北せずにいられようか。皆に心得ておいてもらいたいのには、今前線にある密輸の弊害である。敵側製品は車一台や船一隻にとどまらず、大量に運び込まれてしまった。一般の兵士や人夫までもが少しばかりのタバコやマッチ等を持ち込み、後方まで持つていつて金儲けをしたいと考えている。部隊内部では上官がすでに大量の密輸行為を行っている以上、上官は部下の密輸を禁止することもできないし、ましてや部下を監督・指導し、部下からの信頼や尊敬を得る者もない。このように、上に立つ者がすることを下の者がまねして私利を図るようになり、部下は当然上官の命令には服さなくなる。こうして、部隊全体で精神が散漫となり、紀律は乱れてしまうのである」⁽¹⁵⁾。

さらに蒋介石は、軍人が「密輸」を通じて日本側の軍事工作に加担した例について以下のように述べている。

「逆に、敵は密輸をチャンスとして利用し、第五縦隊とスパイを我方の部隊の駐屯地に紛れ込ませ、ひそかに情報を探り、弱点を窺っている。敵が攻め込んでくるときまでには、我方部隊の実力、配備された兵力及び各級指導部の所在地について明らかなること掌を指すが如くである。そのため、敵はさほど大きな部隊を用いる必要もなく、少数の兵力を用いるだけで、我々の陣地で好き勝手にできるのであり、さらに敵の第五縦隊は我々の後方と軍内でどさくさ紛れにデマを飛ばし、人心を動揺させる。我方の官兵は日頃からの準備もなければ、戦闘に臨んでも闘志はなく、崩壊する以外

なくて当然である！ 昨年惨敗した晋南、鄭州及び紹興は、いずれも敵側地域に近接する密輸に便利な地方である。……敵はこれらの地方に対し、大きな兵力を用いる必要はなく、密輸を利用する方法さえあれば、我々の運命の鍵を握ることができたのである！⁽¹⁰⁾」。

この蒋介石の講話の中で言及されている晋南、鄭州及び紹興の「密輸」のうち、晋南の事例、すなわち一九四一年五月の中原会戦(中国側名称は「中条山戦役」)に関するより具体的な状況について述べたものとして、斉春風が引用した一九四一年八月付の国防最高委員会檔案によれば、「中条山で失敗した原因の一つは敵が敵側の麻薬を廉価に輸送してきたために、軍隊が上から下まで儲け主義に走り、密輸が横行し、戦闘力が弱まってしまった。……特に密輸による麻薬販売を最大の原因として、戦区内の密輸は中条山だけで行われたのではなく、河南省の黄河沿岸にある鄭州、汜水、陝州はいずれも密輸拠点となっていた。南岸の防衛軍は例外なくすべて責任があり、陝州一帯の状況は特にひどいものであった⁽¹⁰⁾」。この国防最高委員会檔案で言及されている「南岸の防衛軍」とは、当時河南省陝県の黄河南岸に駐屯していた第三八集團軍を指すが、第三八集團軍による麻薬の「密売」への関与について、斉春風が同檔案を用いてまとめたところによれば、陝県の黄河南岸は対岸の敵陣から砲火を浴びやすい地形にあり、その防衛は容易でなかったが、このような危険な環境にありながらこの地域には三〇軒以上の妓楼があり、第三八集團軍総司令の李家鈺は同県一帯に進駐すると、悪徳商人の楊慶亭と結託して麻薬を大量に販売した。ヘロインだけでも毎月五〇〇両を軍用車で各県に販売し、李家鈺が率いる形で第三八集團は上から下まで麻薬の「密売」を業としていた。一九四一年五月七日、日本軍が対岸の中条山一帯で「中原作戦」を開始したが、その翌日の八日、戦区司令長官の衛立煌が李家鈺に電話で前線の状況を照会した際、賭博に忙しくしていた李家鈺は「無事」であると回答していた⁽¹⁰⁾。ちなみに、当時の日本側の見方として、北支那方面軍司

令部の報告は、中原会戦の結果について、「敵中央軍の統帥指揮」は「従来指摘せられありし各種欠陥を遺憾なく露呈せり」と評価している⁽¹⁷⁾。

また、前述の蒋介石による講話で言及されている紹興の事例についても、その具体的状況を伝える資料が重慶市档案馆で確認できている。一九四二年二月、行政院が重慶市政府に対して発出した件名に「密」と記された訓令は、紹興陥落前の状況について以下のように述べている。「紹興が陥落する前、敵は悪徳商人の密輸を利用し、拳銃の弾薬を貨物の中に密かに隠して城内まで運ぶとともに、平服を着た部隊を紛れ込ませた。我方は秘密結社の分子を情報員に充てており、その数は数百人であった。これらの人員は日頃から密輸で往来しており、密輸により敵と結託していたため、我方の情勢はすべて敵の察知するところとなり、また密輸を行う秘密結社は一時的な内通者として利用された」。「敵人は三江城から上陸して城内に平服の部隊を潜伏させた」が、「我方を欺く偽の情報」のために、「敵人が紹興に迫っていることを我機関の部隊は全く気づかず、第八六軍政治部の劇団はいつもどおり演劇を行っていた」。「深夜一二時、敵人は城の郊外まで接近すると、城内の平服部隊が同時に内部から呼応し、公私いずれも撤退できないまま重大な損失を被る結果となった」。そして、同訓令は「軍政が悪徳商人による密輸を庇護したために、密輸が敵に利用される結果となった」のであるとし、「以後、凡そ密輸によって金儲けしたり、密輸を庇護したりした者は、いずれも法に依って極刑に処すべきである」と指示している⁽¹⁷⁾。

ただし、日本軍が中国の秘密結社を容易にコントロールすることができたかといえは必ずしもそうではなく、日本側では逆に、青幫等の利用は自他ともに害を蒙る「両刃ノ刀」であり、軽々しく使用すべきではないとする見方も存在した。一九三八年一月二二日付で畑部隊特務部が作成した「支那ノ秘密勢力青幫、紅幫ノ利用上ニ就テ」と題する報告は当時の青幫や紅幫の動きについて以下のように述べている。

「今回ノ事変カ始マツテ以来自ラ日本側へ各種ノ牒報ヲ供給シタノモ彼等ノ下端テアルカ、日本側ノ軍機ヲ漢口側へ漏シテイタノモ彼等テアル。『自分カ出レハ土地ノ遊撃隊ヲ追逐スツテ皇軍ノ先達ヲシヨウ』ト買ツテ出タノモ彼等ノ下ツ端テアリ、皇軍ノ威ヲ笠ニ着テ思フ存分掠奪、放火、殺人ヲ行ツテ、罪ヲ日本ニ帰シ、農民ヲシテ新ニ離日的、反日的態度ヲ抱カシメタノモ彼等テアル。『国民政府ノ正規軍カ江南ノ地ヲ後退スルヤ、国民政府ノ『抗日愛国』ノスローガンヲ笠ニ着テ遊撃隊ニ化ケタノモ彼等テアツタカ、時日ノ経過スルニ従ツテ彼等カ農民ヲ压迫搾取スル結果流石ノ国民政府モコノ為ニ人心カ同政府カラ離反スルノヲ恐レ、新四路軍(共產系)ヲシテ彼等ノ武器ヲ取上ケ解散ヲ命シシメツ、アルノハ最近ノ事ニ属スル。』青幫、紅幫ヲ正シク利用出来ル人カアリスレハ其ノ人ハ如何ナル人テモ使ヘル達人テアル。ゴロツキカ従順サウナ顔ヲシテ日本人ニ近ツクノハ自己ノ私利ノ為テアル。日本人カ接近シ易イ人ヲ親日家トノミ思ヒ込ムノハ危険カ伏在スル。目前ニ実行力カアルカライツテコレニ最後迄腐レ縁ヲ存続スルコトハ極メテ危⁽¹⁷³⁾イ」。

同報告は漢口周辺的狀況についても以下のように述べ、幫会に対する一定の警戒の必要性を提起している。

「日本軍カ其ノ勢力ノ下ニ制シツ、アル湖南湖北ノ地モ由來青幫、紅幫、哥老会等ノ徒カ多イ。漢口ノ楊金山ノ如キハ同地ニ於ケル幫ノ中心人物テアル。コンナ連中ハ皇軍ノ漢口占領後間モナク日本側へ近カントシテ接近シ来ルコトト存スルモコレ等ニ訓告スヘキコトハ其ノ部下ニ悪事ヲサセヌコトヲ約シムルノ一事ニ至リ、斯カル消極的方面ニ於テノミコレヲ利用シ得ルト信ス。』斯クテ幫ノ中心人物ハ戦争直後ノ混乱ニ乗シテ妄動セントスル不逞分子ノ行動ヲ知り得ル能力アリ、且ツ多クノ労働者浮浪人ハ其ノ縄張りノ内ニ在ル(多クノ労働者階級ハ幫ノ下端ニ属シテキル)關係上、中心人物ニ實在ヲ持タシメテ『漢口一帯ノ地ニ不逞ノ行動ヲ起サ、リシトキハ賞ヲ与フル』コトト誇示スルノハ最モ妥当テアリ、一方日本側ハ彼等中心人物ノ生命財産ノ安全ヲ保証シテヤルノモ機宜ヲ得タル方法カト存セラルル。但シ輕々

シク彼等ニ将来ノ官職ヲ与フルコトヲ約シタリ、重要ナル権力ヲ与フルコトハ国民政府ノ失敗セル前車ノ轍ヲ踏ムノミナラス、将来ニ向ツテ收拾スヘカラサル混乱ノ種ヲ播クニ外ナラナイ⁽¹⁷⁾。

ちなみに、日本軍に限らず、国民政府もまた日本軍占領地域との間を往来する行商人を隠れ蓑とした軍事工作を展開しており、「密輸」は敵対していた両地域を往来する媒体としてそれぞれの勢力によって利用され得るものであった。例えば、在杭州領事館警察署長が一九四二年六月付で作成した報告書は、杭州憲兵分隊にて同年「五月中旬第三戦区便衣混成隊第一総隊指揮部麾下課報回杭富組長（杭州富陽巡回組長）陳高傑（中尉）以下十名ヲ檢舉取調ヘラナス」ことにより判明した「敵側情報蒐集状況」を以下のとおり報告している。

「今次作戦ノ兵站中心地タル杭州駅、南星橋並開口一帶ニ煙草行商人並人力車夫等ニ変装セシメタル情報員九名ヲ潜入セシメ右情報員ハ各所ニ於テ部隊苦力等ニ接近煙草等ヲ与ヘ好感ヲ買ヒ或ハ自己ニ於テ見聞シツツ部隊ノ兵力裝備輸送状況並糧秣彈藥ノ集積地等ヲ聴取探査シアリタリ」。「前記課報員九名ハ杭富富陽附近ニ在ル第一総隊指揮部課係長陳忠禧ナル者ヘ連絡ノ為杭州市内茶間屋ニ課報団ヲ密接セシメ入手セル情報ハ茶葉商人ニ偽装セシメタル情報員ヲシテ杭州龍井（杭州西方十一籽）ノ固定連絡所ニ口頭提報シ同所ヨリ毎月三回情報記録ヲ作製前記指揮部ニ定期的ニ報告シアリタリ」。

同報告書によれば、これらの情報員らは「四月二十九日ヨリ五日間杭州市南星橋ニハ毎日約五、〇〇〇名ノ日本軍到着シ大半ハ錢塘江ヲ渡江蕭山、紹興方面ヘ移動セリ」、「日軍ハ今次作戦ヲ清郷工作ナリト宣伝シアルモ之ハ偽瞞ニシテ金華方面ノ作戦ナリ、兵力等ヨリ考察スルニ重慶迄進撃スルモノノ如シ」、「杭州市鳳山門外中国兵舎

跡ニハ兵器彈藥糧秣等約ニケ月分集積シアリ且連日貨車三、四回ツツ入庫シアリ、警戒ハ手薄ナリ」等の日本軍関係情報を本部に報告していたといふ。⁽¹⁰⁵⁾

- (100) Lloyd E. Eastman, *Seeds of Destruction: Nationalist China in War and Revolution, 1937-1949*, Stanford: Stanford University Press, 1984.
- (101) 石島紀之・久保亨編『重慶国民政府史の研究』東京大学出版会、二〇〇四年、一五頁。
- (102) 笹川裕史・奥村哲『銃後の中国社会』岩波書店、二〇〇七年。
- (103) Prasenjit Duara, *Culture, Power and the State: Rural North China, 1900-1942*, Stanford: Stanford University Press, 1988. Ralph Thaxton, *Salt of the Earth: The Political Origins of Peasant Protest and Communist Revolution in China*, University of California Press, 1997, pp.17-18; p.40.
- (104) 白井勝美『新版 日中戦争』中公新書、二〇〇〇年、八二、一三〇頁。
- (105) 総力戦研究所飯村所「第一回総力戦机上演習問ノ雑感」（一九四一年八月）一二二—一二〇頁、国立公文書館蔵（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A06030188800 返還文書（旧内務省等関係））。
- (106) 斉春風『中日経済戦中の走私活動（一九三七—一九四五）』北京：人民出版社、二〇〇二年、九〇—九二頁。
- (107) 前掲「第一回総力戦机上演習問ノ雑感」三六頁。
- (108) 古厩忠夫「日中戦争と占領地経済—華中における通貨と物資の支配」、『日中戦争と上海、そして私 古厩忠夫中国近現代史論集』二九六—二九七頁。
- (109) 同右、二九六—二九七頁。
- (110) 久我成美在蘭貢領事「支那向軍需品ニ関スル件」（一九四〇年六月二二日）、外務省外交史料館蔵（JACAR Ref. B02030610800 外務省記録「支那事変関係一件／各国武器供給関係／緬甸並香港經由援蔣物資輸送禁絶関係第二卷」）。
- (111) 大本営陸軍部「蔣政権ノ経済的抗戦力ノ動向」（一九四〇年八月）、外務省外交史料館蔵（JACAR Ref. B02030632600 外務省記録「支那事変関係一件第九卷」）。
- (112) 前掲「中日経済戦中の走私活動（一九三七—一九四五）」八七頁。

- (113) 前掲「蔣政権ノ経済的抗戦力ノ動向」(一九四〇年八月)、外務省外交史料館蔵。
- (114) 前掲「中日経済戦中の走私活動(一九三七—一九四五)」八八頁。
- (115) 同右、九五頁。
- (116) 同右、九八一—〇〇頁。
- (117) 同右、一〇〇—一〇二頁。
- (118) 東亜研究所「抗戦支那の食糧問題(翻譯)」(一九四二年七月)。この資料は主として、黄霖生、朱通九、陸国香、舒農非、伍家敏、張維光による『戦時食料問題』(民国二八年四月初版、重慶独立出版社)を翻訳したものであるが、同資料の「譯序」には、『戦時食料問題』は「C・C系の流れをくむ一派のものであり、陳立夫が農林部長におさまつた今日その見解は一応問題解決の方向を見定めるのに参考とするに足ると思ひ、且割合に一応まとまつた各種の統計が上げられてゐるので紹介した」とのコメントがある。なお、「食糧運送販売機構の統制と食糧統制」の執筆者は張維光と記されている。
- (119) 同右。なお、「抗戦期中四川食糧管理の我見」の執筆者は舒農非と記されている。
- (120) 四川省政府訓令(民国二九年六月、秘一字8600号)、重慶市档案館蔵(北碚管理局档案、全宗0081、目錄4、卷号254)。
- (121) 四川省政府代電(民国三〇年一月二一日收、第00409号)、四川省档案館蔵(四川省政府民政庁档案、全宗号54、案卷号10365)。
- (122) 前掲『中日経済戦中の走私活動(一九三七—一九四五)』一二七頁。
- (123) 興亜院華中連絡部「占領地区ト敵遊撃地区トノ物資交流関係—經濟遊撃活動ノ実状ト敵地ニ於ケル民衆組織—(皖北ヲ中心トシテ)」(一九三九年二月)。本資料冒頭の記載によれば、本調査は、中支調査機關連合会(興亜院が華中連絡部を中心に「在中支官民調査関係機関」を総動員して結成したもの)政治分科会調査項目の一環として行われた「昭和一四年九月実施シタル蚌埠方面ニ於ケル商品流通ニ関スル実態調査ノ報告ノ一部」であり、「本資料ハ中調聯政治分科会担当滿鉄上海事務所ノ調査室、熊谷氏ノ執筆ニナル」。
- (124) 同右。

- (125) 前掲『中日経済戦中の走私活動(一九三七—一九四五)』二三五頁。
- (126) 同右、二二五頁。
- (127) 同右、二三九—二四〇頁。
- (128) 同右。
- (129) 四川省政府訓令(民国三〇年七月一日日收、三〇年秘一字第11292号)、四川省档案館藏(四川省政府民政庁档案、全宗号54、案卷号10365)。
- (130) 「密(為據報錢江南岸有走私情事分電敵緝查報由)」(民国二八年八月二五日)、中国第二歴史档案館藏(財政部貿易委員会档案、全宗309、案卷号7806「查緝浙省私運物產至敵占領区案」)。
- (131) 前掲「第一回総力戦机上演習問ノ雜感」一一三—一四頁。この報告書の一—四頁に掲載されている「上海港ノ移入減少品」によれば、桐油の移入額は一九三六年の六万三、五〇八千元、一九三七年の六万七、三三三千元から、一九三八年には五、七二二千元、一九三九年には一、四四五千元へと大幅に減少している。また、茶の移入額は一九三六年の二万五、二九四千元から、一九三七年に一万三、七〇〇千元、一九三八年に八、三三八千元、一九三九年には三、四四五千元へと減少している。
- (132) 前掲「占領地区ト敵遊撃地区トノ物資交流關係—經濟遊撃活動ノ実状ト敵地ニ於ケル民衆組織(皖北ヲ中心トシテ)」(一九三九年一月二月)。
- (133) 同右。
- (134) 同右。
- (135) 前掲『中日経済戦中の走私活動(一九三七—一九四五)』二四五—二四六頁。
- (136) 「湖南省動員委員会研究対敵經濟反封鎖意見」、中国第二歴史档案館藏(財政部貿易委員会档案、全宗309、案卷号7756「湘省動員委員会対敵經濟反封鎖意見五項」)。
- (137) 「中共浙南特委為开展粮食斗争給各县的指示信」(一九四一年五月二七日)、浙江省档案館『浙江革命歴史档案選編 抗日戦争時期(上)』浙江人民出版社、一九八七年。なお、同指示書は「食糧闘争」に対する中国共産党の「食糧闘争の総任務」として、「主動的、積極的かつ正確に人民を領導し、米価の上昇を押さえ、飢饉から救済し、食糧を

独占する腐敗官吏（中文・貪官）、地主及び悪徳商人（中文・奸商）を厳しく懲罰するために闘争するとともに、逃走の過程において、投降と分裂の危機の克服と團結抗戦の政治運動への到達に向かって進むよう人民を導く」ことを提起しているが、その実態がいかなるものであったかについては言及していない。

(138) 前掲『中日経済戦中の走私活動（一九三七—一九四五）』二四五—二四六頁。

(139) 支那派遣軍総司令部上海機関「調査資料」第四号（一九四〇年一月六日）、防衛省防衛研究所蔵（一九四〇年「陸支密大日記」第3号2/3）。

(140) 波集団司令部「対敵経済封鎖情報（第六号）」（一九四一年一月一日）、防衛省防衛研究所（一九四一年「陸支密大日記」第49号2/3）。本資料によれば、「華人日報」の掲載記事には以下のような内容も含まれており、「密輸」の方法が多様にして技術もまた巧妙であったことを示唆するものとして興味深い。「婦女子ハ法幣、白飯、阿片等ヲ頭髮ノ中ニ包ミ或ハ背負ヒシ小兒懷中ニ匿シ或ハ乞食、避難民ノ如ク装ヒ密輸シアリ」。軍人や公務員が「密輸ヲ看過黙認」する向きもあり、「大奸商及特殊背景ヲ有スル者ハ『金錢アラハ鬼ヲモ白ヲ挽カシ得ヘシ』、『財ハ神ニ通ス』ヲ現実ニ実行シ軍人及公務員ニ要求通りノ金錢ヲ給与スレハ多量ノ密輸品ト雖モ之カ通過ニ害ナシ」という状況であった。「密輸品ノ護送」のために用いられる常套手段は「兵力ヲ買収シ輸送ノ警戒ヲ依頼ス」ることであり、「又公然ト密輸機関ニヨリ密輸ノ保険制度ヲ施設シアリ」、「其ノ辦法ハ密輸商人ハ貨物ノ運送請負ヲ該機関ニ依託スレハ該機関ハ物品ノ最低推定額ヲ保証金トシテ商人ニ渡シ予定地点ニ到達セハ密輸商人ハ前記保険金額ヲ還付スルノ外保険費（原価ノ三〇%）及運賃ヲ払フモノナリ」。この他、「武装団体自ラ密輸スル」ケースもあり、「多クハ不正ノ軍人及一部ノ海賊幹部ノ仕業」であった。広東省当局はこの種の問題に注意し、「以前ノ緝私網ハ日ヲ経ルニ從ヒ弊害生セシ為之ヲ解体シ現在新タニ監視線、便衣武装ノ緝私哨ヲ密設シ且広範ニ敵貨検査機関ヲ配置シ大量ノ青年幹部ヲ任用シツツア」った。

(141) 波集団司令部「対敵経済封鎖情報（第三号）」（一九四一年八月一六日）、防衛省防衛研究所蔵（一九四一年「陸支密大日記」第37号2/3）。

(142) 波集団司令部「対敵経済封鎖強化ノ為経済施策要領」（一九四一年九月一日）、防衛省防衛研究所蔵（一九四一年「陸支密大日記」第65号）。

- (143) 興亜院華中連絡部「小麦及小麦粉ニ関スル対策要綱(案)」(一九四二年一月二十九日)、外務省外交史料館蔵 (JACAR Ref. B08060395700 外務省記録「大東亜戦争中ノ帝国ノ対中国経済政策関係雜件ノ食料需給対策関係第二卷」)。
- (144) 前掲「中日経済戦中の走私活動(一九三七—一九四五)」七六—七七頁。
- (145) 同右、七三頁。
- (146) 同右、七八頁。
- (147) 対敵経済封鎖委員会公函(民国二十九年二月二十六日發、設字第268号)、中国第二歴史档案館蔵(財政部貿易委員会档案、全宗309、案卷号7725「敵在皖南高価收購土産」)。
- (148) 呂集团司令部「呂集团作戦地域内民心一般の動向」(一九三九年一月三〇日)、『現代史資料』(9) 日中戦争(二) みずが書房、一九六四年、六八—六九〇頁。なお、本文中の句読点は便宜上筆者が付したもので、原文に句読点はない。
- (149) 同右。
- (150) 經濟部財政部快郵代電(民国二十八年九月三〇日到、渝資字16244号)、重慶市档案館蔵(重慶市政府档案、全宗0053、目錄23、卷号99)。
- (151) 「財政評論」第四卷第四期(民国二十九年一〇月)。本稿では、前掲「抗戦支那の食糧問題(翻譯)」に含まれている日本語訳を参照した。
- (152) 同右。
- (153) 同右。
- (154) 同右。
- (155) 鄭会欣著、松村史穂訳「重慶国民政府の貿易統制政策—抗日戦争後期における貿易委員会の活動を例として」、前掲『重慶国民政府史の研究』一九八頁。
- (156) 行政院訓令(民国三十一年一月三十一日、順伍字01901号)、重慶市档案館蔵(重慶市政府档案、全宗0053、目錄23、卷号99)。

- (157) 前掲『中日經濟戦中の走私活動(一九三七—一九四五)』一四四—一四五頁。
- (158) 「四川省查禁種烟考察團第二組考察各県運售吸情形總報告」、重慶市檔案館藏(重慶大學檔案、全宗 0120、目錄 1、卷号 71)。
- (159) 北支那方面軍司令部「近時支那阿片問題及阿片政策」(一九三八年二月二五日)、防衛省防衛研究所藏(一九三九年「陸支受大日記第 9 号 2/2」)。
- (160) 上海日本總領事館特別調查班「特調班月報」第一卷第一号(一九三九年九月一日) 三九頁、外務省外交史料館藏(在外交館調書)。
- (161) 『中華民國史檔案資料匯編』第五輯第二編財政經濟(五)、六四六—七四七頁。
- (162) 前掲『統後の中国社会』一二六—一三〇頁。
- (163) 呂集團參謀部「敵の抗戦力及作戰指導の新傾向」(一九四二年一月二五日)、『現代史資料(9) 日中戦争(二)』五一—三頁。
- (164) 北支那方面軍參謀部「帰順部隊帰順狀況」(一九四一年一月二〇日)、『現代史資料(9) 日中戦争(二)』四八五頁。
- (165) 北支那方面軍司令部「總軍情報會議呈出書類」(一九四一年七月一六日)、『現代史資料(9) 日中戦争(二)』四九三頁。
- (166) 「南支那に於ける密輸の研究」(一九三七年一月三井物産株式会社香港支店 林和三郎調査、財団法人貿易獎勵會「貿易獎勵資料」第一九輯(一九三八年三月)、七一〇、六五頁)。
- (167) 蔣介石「目前國際形勢之檢討与駐滇部隊之急務」(一九四二年二月二八日)、『先總統蔣公思想言論總集』卷一九、第三四—二六頁。
- (168) 同右。
- (169) 「国防最高委員會呈三十八集團軍總司令李家鈺走私販毒等事宜」(一九四一年八月)、中國第二歷史檔案館藏(國防最高委員會檔案、全宗 43、案卷号 343)。本稿では前掲『中日經濟戦中の走私活動(一九三七—一九四五)』三〇九—三二〇頁を参照。
- (170) 前掲『中日經濟戦中の走私活動(一九三七—一九四五)』三〇九頁。
- (171) 北支那方面軍司令部「總軍情報會議呈出書類」(一九四一年七月一六日)、『現代史資料(9) 日中戦争(二)』四九一—

五〇一頁。

(172) 行政院訓令（民国三十二年二月二十四日、順字03251号）、重慶市檔案館藏（重慶市政府檔案、全宗0053、目錄23、卷号99）。

(173) 畑部隊特務部「支那ノ秘密勢力青幫、紅幫ノ利用上ニ就テ」（一九三八年一月二日、中支特政第二〇八号）、防衛省防衛研究所藏（JACAR Ref. CO412065400—一九三八年「陸支密大日記65号」）。

(174) 同右。

(175) 島村常雄在杭州領事館警察署長「敵ノ情報蒐集狀況其他ニ関スル件」（一九四二年六月五日、杭領警高第六六四号ノ二）、外務省外交史料館藏（外務省記録「大東亞戦争關係一件ノ情報蒐集關係ノ蘇州、杭州、蕪湖、九江情報」）。